

令和6年12月5日（木曜日）

令和6年度南三陸町議会12月会議会議録

（第3日目）

令和6年12月5日（木曜日）

---

応招議員（12名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
4番	須藤清孝君	5番	佐藤雄一君
6番	後藤伸太郎君	7番	佐藤正明君
8番	及川幸子君	9番	村岡賢一君
10番	今野雄紀君	11番	三浦清人君
12番	菅原辰雄君	13番	星喜美男君

---

出席議員（12名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
4番	須藤清孝君	5番	佐藤雄一君
6番	後藤伸太郎君	7番	佐藤正明君
8番	及川幸子君	9番	村岡賢一君
10番	今野雄紀君	11番	三浦清人君
12番	菅原辰雄君	13番	星喜美男君

---

欠席議員（1名）

3番 高橋尚勝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	仁君
副町	長	三浦	浩君
総務課	長	千葉	啓君
兼歌津総合支所	長		
企画課	長	岩淵	武久君
町民税務課	長	高橋	伸彦君

保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長 補 佐	首 藤 周 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 観 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	山 内 徳 雄 君
南 三 陸 病 院 事 務 部 事 務 長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長	千 葉 啓 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
主 事	小 野 真 里

---

議事日程 第3号

令和6年12月5日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 8号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の報告について
- 第 5 報告第 9号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 6 発議第 2号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 7 議案第30号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第31号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定

について

第 9 議案第 3 2 号 南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例  
制定について

第 1 0 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について

第 1 1 議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について

第 1 2 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について

第 1 3 議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

第 1 4 議案第 3 7 号 権利の放棄について

第 1 5 議案第 3 8 号 権利の放棄について

第 1 6 議案第 3 9 号 権利の放棄について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は12人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、3番高橋尚勝君となっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

今定例会議に付議された議案等の説明のため、町長が説明者として追加で委任した当局の出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、及川幸子君。質問件名1、水産業の課題克服に向けての取組について。2、戦後を振り返り平和の尊さを考えてみては。3、町内の道路整備計画について。以上3件について、及川幸子君の登壇発言を許します。8番及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 登壇〕

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川幸子です。

光陰矢のごとしのことわざがありますが、もう師走になりました。世界では、戦争で多くの国民、兵士の皆様が犠牲になられておりますが、そのような中で無力な平和ぼけをしている自分自身がいることを実感している今日であります。

9月議会で不受理となった一般質問2件、町民の皆様による後押しもありまして今回は受理していただきました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただいま議長の許可をいただきましたので、3問のうちの1件目、水産業の課題克服に向けての取組について、町長に質問させていただきます。

1つ目、近年、磯焼けの拡大や資源再生の深刻な状況下であります。6月の議会でも危機感を持って知恵を出して考えてほしいと話しましたが、その後、どのように検討されているのか伺います。

2つ目、当町歌津ではウニが自家消費されているが、非常にもったいないと思います。もっとウニに付加価値をつけ、南三陸高級ウニとしてブランド化してはと思うので伺います。

3つ目、アワビ、ホヤ、ホタテも水温環境が悪化し生産が著しく減少しています。このままでは幻の水産物になりかねません。税収にも響きます。官民連携により水産業振興施策が必要と思われるので、伺いいたします。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、及川幸子議員の1件目の御質問、水産業の課題克服に向けての取組についてお答えをいたしますが、初めに御質問の1点目です。

磯焼けや水産資源の再生に向けた検討状況についてであります。これまで磯焼け問題についてはウニの食害が主な要因の1つと考えられ、駆除や有効活用を推進してまいりましたが、近年は海水温の上昇による生態系の影響が深刻な問題となっていると捉えております。

先日開催をされました町の産業振興審議会においても、漁業者の多くは海水温の上昇がいつまで続くのか将来的な見通しが立たないことが一番の悩みであるという意見も出されておりました。志津川湾環境保全計画にも示すとおり、継続的な調査活動の重要性がより高まっていることを再認識いたしております。

現在、自然環境活用センターにおいては、志津川湾のモニタリング調査を進め、環境DNA調査などの結果も踏まえ、水産試験場など関係機関とも連携しながら方策を模索しております。高水温に耐性のあるワカメの稚苗改良など取組を推進しているところであります。

次に、御質問の2点目、ウニが自家消費されておりました。付加価値をつけて高級ウニとしてブランド化をしてはどうかということですが、本町で水揚げされるキタムラサキウニは国内市場では非常に高い評価を受けております。既に高級食材として扱われていると認識をいたしております。自家消費の開口については、食品衛生法が令和3年に改正され、漁業者がむき身で販売することが可能となっておりますことから、漁業者の所得につながって

いるケースがあると認識をいたしております。

最後に、3点目であります。冷水域を好むホタテやホヤなど、まさに海水温の上昇の影響を強く受けておりました。行政、調査研究機関、漁業者が連携して対応策を検討しておりますが、自然的かつ世界的な現象であることから、町による抜本的な解決は困難な状況と考えております。

今後は、水温や漁場の変化に注視をしながら、自然環境に合わせた養殖漁業を官民連携で検討しなければならないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、ただいま御答弁いただきましたけれども、これより深掘りさせていただきます。

まず、1点目の件について、磯焼けの関係について深掘りさせていただきます。歌津の漁業者の皆さんは、前回、今年になってから先月、アワビの開口の様子を話していましたが、アワビの餌となる海藻が茂っていないから規格外のアワビも見えなく、来年も不良続きと嘆いておりました。町は、アマモの海中養殖を官民で実施されましたけれども、カジメやギバモク、昆布などの海中養殖を始めてはいかがと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 南三陸の海のアワビについては、暖水系と冷水系、両方ございます。近年、海水温が上昇しているというところがございますので、どちらかというところでは昆布とかは冷水系ですので、暖水系のほうに合わせたもののほうが適しているんだろかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいま暖水系に合わせてとおっしゃられましたけれども、アマモは暖水系に入るのでしょうか。

そのほかに何かあるのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） すみません、ちょっと多くは把握していないんですが、私の中ではアラメが基本的には暖水系だと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） アラメということですが、これらの海に稚苗を放して入れるということも考えられるのかなあとと思われますけれども、我々は総務産建委員会で伊豆の下田の

水産試験場を視察しました。その際、やはり伊豆半島も磯焼けがひどく、昆布やカジメの種苗の研究をしておりました。それを購入して、各浜の漁民の方々の協力をいただき海中の磯場に植え付ける方法も考えられるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） そういう移植ということになりますと一定の技術が必要になりますし、ちょっとあまり考えられないかもしれませんが、他の海域から別な種を持ってくるというのはリスクを伴う部分もございますので、そこはちょっと慎重になる必要があるんだろうと思います。

それから、磯焼けの対策という部分ですが、歌津地区であれば3地区で漁業者の皆様が自ら町の補助事業などを利用しながら密度管理という部分を実施しておりますので、そういう部分について我々としても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 浅瀬の植付けが簡単だと思いますけれども、水温を考えた場合、中間層等か磯の深場のほうが海藻の育ちがいいかと思っておりますけれども、まず種苗の購入、それらの助成事業を考えてもらいたいと思っておりますけれども、それらができるのかどうか、今、課長の答弁ですと3地区のほうに何らかの形で助成しているというようなお話がありましたけれども、もう少しそこをかみ砕いてお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 海藻が生い茂りやすい状況というのは、一定程度の深さ、あまり深くても日光届きませんし、浅ければ今度は海水、酸素等が足りないということで、一定の深さが要ると。その場合、例えば、種苗を植え付けるとなれば、当然、潜水等も必要になるんだと思います。そういう技術的な部分がまだ確立されておきませんので、そういう部分においては、現状、ちょっと種苗を買ってきて植えるという部分は、今のところはちょっと考えていない状況です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この磯焼けは、全ての漁民の大きな問題として捉えていただきたいと思うんです。水産業全体に関わる一大プロジェクトとして考えていただきたいと思っておりますけれども、ぜひこのことを踏まえて、今、深場のほうが大変だという話がありましたけれども、それを可能にするにはどうしたらいいかということも考えていただきたいと思うんですけれども、

ども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 磯焼けの問題については、ここ数年で起きた問題ではなくて長期にわたってこの問題というのは起きておまして、水産試験場を含めて研究機関を含めて、これまで様々な取組をしてきたということですが、御案内のとおり海水温がずっと上がり続けているということがございますので、ある意味これまでの、先ほどウニの食害の話をしました、今度は暖流系のアイゴとかメジナとか海藻を食べる魚がどんどんどんどん北上してきているということがございまして、そういった影響も出ておりますので、及川議員が簡単に言うほどにこの問題について解決するということについては、非常に困難な状況もあるということだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 簡単に考えているわけではないんです。長期的にしかこれは解決策がないと思っております。何十年かけてこうなってきたものですから、それを取り戻すにはやはり何十年というスパンが必要でなかろうかなということは、私も重々承知しております。

その中で、黒潮の蛇行、水温の変化だけなのか、水産物がここまで落ち込む要因になったのか、その辺をどのように検証してきたのか、その辺を分かっているのであればお知らせ願います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 海水温の上昇というのが、養殖物であったり漁獲してきた魚に大きな影響を与えているというのは、これは間違いはないんだろうと思っております。ただ、それが数値的にどういう影響かというのは、各調査機関の中でも出ているわけではないというのが今の現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） やはり、こういうことは農林課としては大変だと思うんですね。水産も持っている、山も持っている、農地も持っているということは大変なことは分かるんですけども、やはりここは漁民と一体化して、様々な検証をしながらそれを打開していく、そういう施策を考えるべきでないかな。ただ仕方ないんだということで済ましていくのか。結局は生産が落ち込むと税収にも町にも響くんです、直接。だから、これを維持していくための施策、方策をみんなで考えていかなきゃならないと思うので、この辺、もう一度お願いします。

今日、実は歌津の漁協の各部会の皆さんが集まって相談会を開くそうですので、やはりそういう、ぜひ担当課としてもこの辺のお話を聞きに行くとか、後でいいですので情報を共有するなりしていただきたいと思うんです。その辺、官民挙げて取り組んでいきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 先ほども申しましたとおり、例えば、歌津地区であればウニの密度管理、さらにナマコの放流などにも取り組んでおられます。県も含めて、アワビの放流であったりヒラメ、ホシガレイの放流を行ったり、資源の減少に対する対策というのは連携しながら行っているというところがございます。これからも漁業者の皆様、それから漁港、町、県、やはり一体となって対策に取り組んでいくのが重要だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、次に、2つ目のウニのブランド化について御答弁ありましたが、深掘りいたします。

岩手県北三陸の洋野町では、磯場にウニの海中飼育をされています。そこにバイヤーが入り、ヨーロッパに高値で輸出されていることが報道されておりました。洋野でやっているから当町でもできるのではないかと思います、いかがでしょうか。先ほどウニの駆除をした経緯があるということを町長が話されていましたが、そういうものを浅瀬のほうに持ってきて、それを飼育して身の入りをよくしてあげるという方法もあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 岩手の洋野町さんのほうでそういう事業をやられているのは、私のほうでも把握しております。現地ちょっと見たわけではないですけれども、写真等で伺った限りでは、海岸にプールのようなものを、あれは自然なのか造ったのかちょっと分かりませんが、プールのようなものにウニを入れて、そこである程度自然の力を利用して蓄養しているという形だと認識しております。なかなか当町の海岸を見た限り、そういうプールになるような部分というのはちょっと見受けられないので、現状ではあのやり方はなかなか難しいのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） プールのようなものもあるんですけれども、浅瀬の磯場に空のものを取ってきて、そこに餌をやってというようなこともやっているんです。東京の築地市場では、日

本のウニが世界から引っ張りだこでございます。高級、高値で輸出されております。そのことを鑑みても、ブランド化することが大事なのではないかと思えます。森林のF S Cやカキのようにブランド化はならないのか。その辺の所見をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今、A S Cというお話出ましたけれども、基本的にA S Cというのは環境に優しい養殖物に対してつけられているものですので、ウニは基本的には天然のものでございますので、それを蓄養した場合にどういう環境の優しさがあるのかという部分の立証というのは、ちょっとなかなか難しいのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） せっかくここはおいしい高級のウニが取れているんです。それを町のブランドにして売り出すという方法は、やはり必要でないかなあとと思われるんです。どうしたらそういうことができるかと考えた場合、何か知恵があるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、太平洋沿岸にあるのは青森から宮城までと言ったほうが正解かもしれませんが、ここはキタムラサキの生産地ということになりますので、味そのものも多分ほかの地域に比べてもおいしいウニが取れるという場所だと思いますが、そういったものを利用して南三陸町のキラキラ井ということでウニ井等を提供しておりますので、ある意味1つのブランド化ということについては、そういった取組をしていることがつながっているのではないのかなと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） せっかくそういうものが取れているので、観光地にもなっておりますので、そういうものをもっと提供して、この町のブランドにひとつ名をはせて、自家消費だけでなくそういうものに目を向けていくということが大事ではなかろうかと思えます。

ウニがそういう動きになっていく、需要が高まるということになれば施設が必要となります。昨日、おととい、三浦議員の答弁では、水産振興センターの復旧はしないと町長は明言しておりますけれども、ウニのブランド化、高級食材に持っていくときは、伊里前漁港にありました荷さばき所などの施設が必要不可欠になります。このことはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 荷さばき所という部分で答えをさせていただければ、今のと

ころ、歌津支所さんからの御要望とかというのは、我々のほうはちょっと聞いていないという状況です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 以前、1年前の町長答弁書があるんですけども、ここの中では、震災前、歌津漁協が管理していた荷さばき所や冷蔵庫などの復旧事業計画の予定については、漁協歌津支所が管理している現在の荷さばき所や冷蔵庫については、漁協が事業主体となり必要な施設の整備は既になされているという認識でおります。これ町長答弁でした。現在もそう思っておりますでしょうか。既になされているということの答弁がありました。今でもそういう認識でいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ところが、現在に至るまで何もないんです、あそこには。トイレでさえないんです。先日、山形の庄内町から大型バス2台でワカメの種はさみに来ておりました。その人たちが使うトイレもなく、漁民の人たちは、あそこに水道がそこまで来ているんだけれども、ここに施設をつけたとき、そこから引っ張りやすく漁協の元あった施設のところまでは水道を引いているんだけれども、その後、何もトイレも建たないんだということを嘆いておりました。

そういうことを鑑みると、やはりウニならず海産物、そういうものを水揚げして、歌津にはウニだけでなくいろいろあります。カキやアワビ、ホタテ、ホヤ、いろいろあります。そういうものをそこから水揚げしていくとなれば、やはりそういった施設、今、ウニなどは衛生管理法が令和3年から改正になったということもありますけれども、なおさら衛生管理が必要となって、ウニむきもそこでできるようになります。

漁協が復旧しないと行ったのが、復旧計画に漁協が要らないと言ったのが、町が復旧計画に上げなかったのか、この際、この辺を確認したいと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） すみません。ちょっと当時の経緯は資料等ありませんので把握はしていませんが、現状、必要な施設は整っていると認識しております。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、漁協の施設と町の施設をごっちゃにしないで質問してください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 整っているということは何を指して整っていると言われるのか、その辺、確認をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 我々もいろいろな会議の場であったり現場であったりで、所長さん、運営委員長さんとお話する機会もありますけれども、こういう施設が欲しいというようなお話は特にいただいていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、震災で流されたそれが復旧事業に入らなかった後で、漁協からそれを復旧してくださいという回答がなかったということに解してよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 基本的には、荷さばきとか集荷施設というのは、事業主体がたしか漁協さんだっと思っていますので、必要な設置というのは漁協さんのほうで検討されたんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ウニの件については、埼玉県のある温泉では、三陸の身のないウニを買って、今言った洋野町の身の入っていないウニを買って、3か月で身入りウニを育てて、1個850円で販売していることが報道されました。世界的にも初めての成功例と話されておりました。ウニが海藻食べ尽くす懸念もなくなるのを見て、私は、懸念もなくなるのではないかなあと思いました。

というのは、先ほど、洋野では水槽に入れていたというんですけども、埼玉は海がない県ですね。そうした場合、水槽に入れて、もちろん温泉だから温泉の水も含まれております。その温泉の効果がどれほどあるのかということはまだ解明されていないようですけれども、ワカメの餌としては、要らなくなったワカメをウニの上にほんの少しずつですが与えておりました。それを毎日食べさせて、3か月で身入りがばっちりになりました。

そういうことを考えると、海がないところでもウニは育つんだなあということを再認識しました。だから、この辺は考えを変えて少しいろいろなところを見ていくのも1つの方策でないかなあと思われます。

それから、次に、3つ目に入ります。

アワビやホヤ、ホタテの水温環境が悪化し、生産が減少しています。特にアワビは、先日の初回で歌津地区では昨年の3割減だったようです。このままではすぐ幻の水産物になりかね

ません。磯焼けと同じく、官民連携による水産業振興施策が急務であると思いますので、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） アワビにつきましては、昨今、高水温の影響もあるのかなというお話も伺っております。生き物ですので、やはり我々で言えば気温が上がる、アワビで言えば海水温が上がるとなると、どうしても活性が下がって餌を食べなくなる、我々が暑くなると食欲なくなるのと同じで、どうしても成長が鈍くなるのではないかというお話も聞いています。そうなりますと、俗に言う痩せアワビとかというものが増えてきて、どうしても漁獲高に影響するというのも伺っております。

対策と申しますか、アワビについては毎年度放流事業を行っておりますし、先ほど申し上げたそういう磯焼け対策ということで成長を促すような対策も取り組んでおります。現状では、海水温の上昇による影響をどうするのかというのは、明確な対処法というのは確立されておられませんので、我々としても、漁業者の皆さんの声を聞いたり、あるいは県・国の対策について情報共有してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 海水の上昇温については、毎年温暖化なので下がるということではなくて、これからは上がっていくのかなあと思われますので、そういったときに考えられることは、今までのものでなくて別なものをやっていくという方策は考えていないでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） アワビということによろしいのでしょうか。それとも、養殖物ということによろしいのでしょうか。（「養殖」の声あり）

先ほど町長答弁の中でもありましたが、高温耐性のワカメ、今、県のほうで開発中がございます。試験的に栽培を行っておりますので、そういうものが当町でも順調に成長する、あるいはこれまでの品種と変わらないようなものなのであれば、当然、そういうものを取り入れていきたいと思っておりますし、高温に適した養殖物というのは、ほかにも引き続き情報収集しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、漁協だけに任せておくのではなくて、やはり連携していち早く、ここは水産の町ですので、その辺の減少をなくすことを考えながら政策を考えていっていた

だきたいと思います。

それから、先ほどアワビについては毎年補助をして稚貝放流しております。その成果の検証を確認されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 放流の成果につきましては、宮城県のほうで調査を実施しております。混獲率、いわゆる天然と放流が取れたものの中でどういう割合なのかというものを調べております。当町のほうで言えば、およそ2割から3割ほどが混獲アワビとなっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 成果というのが2割、3割と言いますが、県がこれを調査しているというただいまのお話ですけれども、町は町として多額の補助をしております、この稚貝放流については。その辺の調査ということはされているのかいないのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 成果という部分では、どのぐらい放流したものが取れているのかというのが成果だと思いますので、情報の共有あるいは現地の必要に応じて立会いというのはやりますが、基本的には県さんが今のところは主体になってやっているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 県が主体とおっしゃいますが、町で補助をして種苗の補助をやっているわけですね。だから、町としてその辺の把握というものは全然県に任せてそれによしとしているのか、その辺なんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町であれ県であれ調査はちゃんとしておりますので、しかもアワビの稚貝については、これ県から買ってきておりますので、県が水産試験場としてアワビの稚貝を作って、それを町が買ってきてそれを放流する。ですから、県がしようと町がしようと、検査というのはちゃんとやっているということです。そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） なぜこのことを言うかということ、各地区、浜のほうでは浜々に分散されて放流するわけですけれども、放流しても成果が出ないからそろそろこれはやめるべきでないかなという声も出ているんです。そういう情報をきちんと把握していった上で、今回は低

くするとか上げるとかということを考えていかなきゃならないのではないかなと。今、県でも町でもどっちでもいいと町長が言いますけれども、やはり町は町としての住民の声を聞いて、じゃあ半分にするかとか3分の1にするかとか、結果がいいからもっと増産の種苗を出すかとかという把握を町としてしていかなきゃならないのではないかなと思うから言うんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） アワビの稚貝の放流をしなくてもいいという漁民がいるという御意見でございますが、及川議員、これしっかり責任取ってもらいますから、これ。どこからもこの話が出ておりませんし、しかも稚貝放流については、アワビの採取については非常に効果があるということでの両漁協からも意見をいただいておりますので、そういった、ちょっとどこから聞いてきたか分かりませんが、その辺についてはしっかり責任取ってもらうというぐらいの気概で、我々もこの辺についてはしっかりと漁協ともいろいろ話合いをしたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 放流したぐらいの結果が出ないということです。（「いや、出ているんです」の声あり）出ているところはもちろんありますよ、一部ですけれども。全部と言ってはいないですよ、私は。一部の地区でそういう声が聞こえると。だから、今後の種苗の放流にはいろいろ漁民の声を聞いた上でしなきゃならないのではないのと、このまんま成果が出ているから毎年毎年同じく放流していくことだけでは駄目ですよということを言うんです。一部ではそういう声もある。全部100%そうであればいいんですけども、一部にはそういう声もあるということは今申し上げているんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の及川議員のお話については、多分、この放送で漁民の方々も御覧になっていると思いますので、その反応についてはしっかりと我々も受け止めたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私言いたいのは、反論とかそういう問題ではないんです。毎年、種苗を放流している経過がどういうものか、データを5年、10年で取って行って、その効果がどれだけあるのか分析していかないと駄目なのではないかなということを申し上げたいんです。

カキも落ちていきますね。議員の中にはカキを専門にやっている人もおりますので、私がここで言うまでもないんですけども、生産者は量産にならないと困っております。

気仙沼市では、新たに企業を誘致して陸上養殖が27年からスタートの報道があります。これはカキではなくてウニだと思いました。当町は、こういうウニならず企業誘致の考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、ちゃんと調べて発言をしていただきたいと思います。全く間違っていますから、今の話は。とりわけ、別に話ししますが、うちの町でも民間の業者の方々がウニとかナマコとか、それからサケとか、そういう陸上養殖に取り組んでいる事業者がもうとっくにいますので、そういうことを踏まえて御意見を賜ればと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 以前、戸倉の折立跡にウニの養殖やった方がいらっしゃると思いますが、その件の事業はどのようにになっているのか、分かっている範囲でお伺いします。

○議長（星 喜美男君） ちょっと及川議員、それは民間の事業者。

○8番（及川幸子君） はい、民間です。

○議長（星 喜美男君） そこまで答えられますか、課長。把握できていない。

ちょっと質問を変えてください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 当町ではないということだったので、今あえて言わせてもらいました。

折立にそういう民間がやっているところが現在も続けてやっているのかどうかという、そこをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現在もやっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、これで1点目についての水産業の振興については終わりにしたいと思います。

次に、自席から2件目に移らせていただきます。

戦後を振り返り平和の尊さを考えてみては。

質問の相手は町長、教育長です。

1つ目、戦後を振り返り平和の尊さを考えてみては。

戦後79年、平和な社会を生きてきたことはとてもありがたく幸せなことであります。広島や長崎の被爆者の皆様方は悲痛な思いを背負いながら人生を過ごしてきました。日本の被爆者団体が今回ノーベル平和賞を受賞され、長年の努力が報われたこととなりました。

そこで、1つ目、来年は戦後80年の年になります。そこで、町民や子供たちに平和の尊さを考えてもらえることや、日本は戦争しない国で世界でも安心・安全な国であることを改めて検証していく必要が大事なので、これについての施策をお伺いいたします。

2つ目、広島市長より毎年、核兵器禁止の要望書や原爆慰霊祭の出席の案内があると思えますけれども、今後の出席をどのように考えていくのかお伺いいたします。

これは町長、教育長にお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問ですが、1点目であります。来年は戦後80年という節目の年を迎えます。戦後に生まれた世代が大半を占める現在、戦争の体験と記憶を伝えていくということは大変重要なことと認識をしております。

本町では、町出身の戦没者に哀悼の意を表するため、また戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、毎年度、戦没者追悼式を開催しております。また、戦没者を追悼し、8月15日には防災行政無線でサイレンを吹鳴し、町民の皆様にも黙祷を呼びかけております。

今後も、さきの大戦の記憶を風化させることなく、次世代に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくとともに、日常的な生活の中で差別、虐待、誹謗中傷などの暴力的な行為が生まれることのない地域を目指し、人権擁護の取組を推進してまいりたいと思っております。

次に、質問の2点目ではありますが、これまで広島市長から本町に対し、核兵器禁止の要望書や原爆慰霊祭の出席の案内がされた実績は今までございません。他の団体から核兵器禁止条約への署名、批准を求める署名の依頼があった際には、その都度対応しております。今後、原爆慰霊祭の出席の御案内がありましたら、改めて検討したいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私から及川幸子議員の2件目の御質問の1点目、戦後を振り返り平和の尊さを考えてみてはについてお答えいたします。

教育基本法の第1条には、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない、第2条には、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと示されており、人格の形成には、平和について学ぶことはとても大切であります。

平和についての教育は、特定の教科、領域でのみ行われるものではなく、学校の教育活動のあらゆる場面で行うものであり、平和の大切さや命の大切さについて考えるよう、各学校に

において丁寧な指導、支援を行っているところであります。

各教科の授業におきましては、教科、領域、単元でどのように実施するのか、学校や教科担当が計画するもので、本町では、社会科で戦争での被害や終戦後に日本が平和で民主的な社会を目指したことや日本国憲法の平和主義などについて学習をしており、そのほかにも国語科や英語科、道徳科等において、戦争や平和を題材にした授業を展開しております。

平和の尊さを次の世代に伝えていくことは、今を生きる私たちの責務であります。今後も各教科での取組を中心として、平和な社会の形成者としての資質を育むことを目指し、発達段階に応じた教科横断的な指導を継続してまいります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの教育長の答弁で分かりましたと言いたいです。丁寧に本当にありがとうございます。しかし、もう少し掘り下げていきたいと思えます。

今、私をはじめ日本全体を見渡せば、平和が当たり前で生活しております。しかし、世界では戦争が止まることなく、多くの犠牲者が悲痛な思いで暮らしております。心が痛み、日本人として生まれてよかったと今さらながら安心・安全に生活できることに感謝の日々です。

しかし、今は戦後生まれの人が多く、戦争を知らない世代が多くなりました。戦後79年も平和が保たれてきたことは、日本は戦争しない国と世界に明言してきたからであり、国民もそれを守ってきたからではないでしょうか。私はそう思います。

先ほどの町長、教育長の御答弁がありましたけれども、町として教育長さんの答弁は、内容は分かりました。しかし、町として町長のお考えをもう一度伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、平和のありがたさ、それから平和の尊さということをしっかり次世代につないでいくということが非常に重要だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 学校では道徳の時間があると思えますけれども、道徳の時間も非常に大事なことです。それと同じく、戦争しない国なんだよと教えていくことも大事だと思います。それが友達と仲よく生活することにつながることで、私はそう思っております。

ただいまの教育長の答弁では、それが1条、平和で民主的な生活、2条には他国を尊重するということをお話されました。まさにそのとおりだと思うんです。他国、自分の国以外で今そういう戦争があっているのです、対岸の火事と思わないで、やはりそこを日本の国民、自分たち、ここは町民になりますけれども、そういう意識も持ちながら生活することが大事でなか



及川議員から先ほどの一般質問中の質問において、広島、長崎に原爆の投下に関する発言について取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、及川幸子君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、誤解を招くような表現をしてしまいましたので、「広島や長崎の原爆投下があったから」というところをおわびして訂正させていただきたいと思います。「戦争をしない国ですということをお子孫たちに伝えていくことも大事ではないでしょうか」と、おわびして訂正させていただきます。

平和を当たり前と感じておりますけれども、戦後生まれの方が多くなり、今ここで立ち止まって振り返ることも大事ではないでしょうか。来年は戦後80年を迎えます。学校や町でも80年の節目に平和記念行事などを考え、また世界の中で日本は安心・安全な国であることを継承していくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 80年という節目ということについては、本当に歴史の中で節目というのはとても大切なことだと思っております。ただ、この平和につきましては、先ほどの答弁でもしましたけれども、今に生きる我々にとって次世代に伝えなければならないということで、生きていくということを考えると、これは節目ではなくてこれからもずっとという時間なんです。時間というのには切れ目のない時の流れというのがありますので、これまでも学校教育の中で平和についての指導については、それが何年目とか節目だから、節目でないからという区別ではなく、これまでも、そしてこれからも大切に平和教育はしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 学校のほうでは今後も継承していくということでありがたい答弁をいただきました。

例えば、広島から写真やパネルなどを借りてきて80年目の節目に展示するとか、伝承館に展示して町民や観光客の人たちと戦争の悲惨さを共有することも大事ではなかろうかなと思いますけれども、その辺、町長の所見をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういった資料が広島あるいは長崎のほうからお借りできるのかということについては、この場所で私のほうも理解しておりませんので、もしお借りできることがあるのであれば、それも1つの考えだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、学校では道徳の時間があると思いますけれども、それと同時に、現在はネット犯罪が社会的問題になっていると私は思うんですけれども、平和が当たり前になって犯罪抑止力が欠如し、若者が平気で犯罪に手を染めているような昨今であります。79年前のあの悲惨な戦争を思い起こせば若者の犯罪の抑止力になるのではなかろうかなあと思われますけれども、安心・安全な町を維持し、今後の社会環境が心配なので、その辺もう一度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 道徳教育の中で行われているものに規範意識というのがあるんですが、そういった規範意識というのは、生活そのものの中での決まり事というか、善を善として悪を悪とするというところを学んでいくわけで、それは全体的な生活、社会の中ということで、それをとりたてて平和の云々というようなことではなく、日常の生活としての規範意識ですから、子供たちにも、大人にも子供にもある善と悪についてはこれからも指導していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ありがとうございます。

では、続きまして、時間も30分ですので3件目に移らせていただきます。

3件目は、町内の道路整備計画についてお伺いいたします。

1つ、避難場所である南三陸高校への避難道計画についてお伺いいたします。

2つ目、祈念公園周辺の道路網の冠水が危惧されますけれども、今後の大雨や災害時には大丈夫なのか、また道路整備を今後するのか、計画があるのかどうか、お伺いいたします。

3つ目、生活道路が基本優先しますけれども、沼田から平磯線に通ずる生活道路など道路整備計画がどのように策定されているのか、お伺いします。それとあわせて、戸倉の西戸の道路の計画もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 通告外はいいです、答弁なしで。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目、町内の道路整備計画についてお答えをいたしますが、

初めに1点目であります。

避難場所である南三陸高校への避難道計画についてであります。これまでの議会においても何度も同様の御質問をいただいておりますが、災害時の状況により南三陸高校へ避難をする場合には、祈念公園等に設置をしております避難誘導看板等に従って避難をしていただくということになります。今後におきましても、安全な避難の確保に向けて道路施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

2点目です。祈念公園周辺の道路整備についてであります。近年、頻発化する豪雨災害等が発生した際に、町道が冠水し通行障害が生じてしまうといった事象はこれまでもありましたが、あくまでも一時的なものであります。給水先、排水先である2級河川の増水が始まり、河川の水位低下とともに解消されております。災害に対する備えにおいて、ここまでハード面を整備すれば確実に大丈夫といったものは存在しません。むしろ発生した際の対応が重要であると考えております。

このことから、これまで同様、排水施設を含め道路の適切な維持管理はもとより、日頃から災害時の危機管理体制を整えてまいりますが、現地においては今後新たに何かを整備するといった具体的な計画はございません。

最後に、御質問の3点目になります。生活道路など道路整備計画についてであります。これまでの議会でも答弁しておりますとおり、東日本大震災からの復旧・復興事業も完了し、今後は既存施設の修繕、維持管理を優先に実施していく必要があると考えておりますことから、現在、町内各所において舗装などの修繕工事に着手をしております。

御質問は、沼田から平磯に通じる町道商工団地12号線についてと解してお答えをいたしますが、当該路線につきましても、各種復旧・復興関連事業に係る工事用車両の通行の影響や経年劣化により路面の傷みが進行している現状は、町でも把握をしております。来年度以降、順次舗装等の修繕工事の実施を計画しているところであります。

その他の路線につきましても、道路パトロールによる異常箇所の把握等に努め、地域の皆様からの情報提供に基づきながら、緊急性や現状の交通量等を考慮しながら、適切に道路修繕工事を行い、地域住民をはじめ通行者の円滑な道路交通の確保及び安全・安心な道路環境の整備に努めるとともに、計画そのものについては引き続き策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 御答弁いただきましたけれども、もう少し具体的に掘り下げていきたい

と思います。

まず、高校への避難道路ですが、以前、須藤議員の質問の中で、祈念公園から高校までの道路整備をすべきではという答弁の中で、大きな声で言えないけれども、高校の大きな工事があるからそのとき整備したいとの答弁でした。その計画があるのか、どのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、どういうことを前に言ったかちょっと忘れちゃったので、今確認をさせていましたが、そういった計画はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ございませんという一言で終わりましたけれども、当時、須藤議員の答弁に、これ議事録取ればあります。祈念公園から高校までの道路の整備がなっていないので、砂利道なのでそこを整備してもらいたいという発言に対して、町長は、大きな声で言えないけれども、高校の、多分、校舎の建て替えというような意味が含まれているのかなあと私解しますけれども、そういう大きな事業があるから、そのとき併せて整備したいということをお話しておりました。

これは議事録を見ればわかりますけれども、そういうことをお話ししていたから私が今一般質問でしているわけですが、そういうことはないと言われると、あら、では当時は何だったんだろうかという思いがしますけれども。

○議長（星 喜美男君） いや、祈念公園からの道路を言ったのではないんです。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 勘違いしています。違う道路の話は私にしたのであって、今、及川議員が質問しているのは別なことの話でございますので、前の須藤清孝議員にお話ししたのと別な案件でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私は、避難道路計画ということで今伺っているわけです。避難道でなくても、あそこから、今、誘導看板に基づいて避難するというをお話しされましたけれども、そうした場合、そこを利用した場合は高校にはあの道路しか行けないんです。その砂利道を舗装にするのかどうなのかということをお伺いしています。

○議長（星 喜美男君） 砂利道はどこのことを言っているんですか。はっきり。

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、それは避難道路ではなく、さきの議会で御質問のありました未舗装の道路というのは、圃場整備で整備した道路でございます。そちらと避難道路というのは関連性はございません。

それと、避難道路という意味合いでお話をしますと、まず398号線から祈念公園の駐車場に入ってくる町道がございます。そちらから分岐する形で高校通り線という町道が高校に向けて整備をされておりますとともに、こちらは公園から高校通り線へ歩行者専用道路という位置づけにはなっておりますが、おおむね五、六十メートルでしょうか、避難用の歩道が路面標示でも避難場所南三陸高校という表示をした道路が整備なされております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、答弁でちょっと分からないところがあるんですけども、私も耳も悪いからちょっと聞こえが悪かったので再度確認しますけれども、避難道路と言えば国道、県道398から高校に行く今通学路としているところ、それも聞くわけですけども、これから聞いていこうと思っていましたけれども、今、そのことを課長答弁でなさったのかなと思うんですけども。もう一度、じゃあそこを今のはどこのことだったのか、祈念公園からの砂利道の件だったのか、その辺、再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。祈念道路から高校に向かう町道におきまして、砂利道というところはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、祈念公園から直接志津川高校まで行く道、直線ではないんですけども、回りながら行く道路と言えいいでしょうか。その辺、簡易舗装になっているかと思うんですけども、その辺を須藤議員は解消してもらいたいということを前の議会で言って……。 （「そうじゃない」「巻き込まれている」「本人が違うと言っているんだから」「その話じゃない。課長が言ったのは通学路の話。避難道の話はしていません」の声あり）  
分かりました。私の解釈違いのようでしたね。

であれば、避難道に戻します。国道から高校に行く通学路、いわゆる通学路イコール避難道になっているわけですね。通学路、あそこは以前から私も卒業式、入学式に行くたびに、ちょうど大雨が降っていたときがあつて、道路が凸凹で水たまりがありましたということで質問した経緯もあります。そこは通学路にもなっているので、あのときは今後予定がないというお話でしたけれども、高校の大規模改修になるのか、新設になるのか、大型工事によつ

て道路も改修できるのかどうなのか、その計画があるのか、頓挫しているのか。もし頓挫してなくなるのであれば、なおさら通学路になっている高校までの道路を、基盤整備と並行している道路、基盤整備の道路もあるので、拡幅するのであればそこも利用してできるのか、真っすぐにできるのかなと思いますけれども、その辺の計画をお示してください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高校の工事のこととか、これはもう県教委の話でございますから、こちらでどうのこうのとお話しできる話ではございません。

通学路の一部の冠水については、これ前からお話ししていますように、基本的に八幡川が増水してしまうと、なかなか水が流れないので一時的に水がたまるということはございますが、基本的には八幡川が増水が収まれば、排水も含めて雨がたまるということはなくなってくるということですので、そういう時間雨量の問題も多々ございますが、非常に時間雨量が多い場合にはやっぱり町内で各地区でそういった冠水をするというケースも多々ございますので、ここだけの話ではないと思いますので、ひとつ増水が終われば冠水が終わることになりますので、そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの答弁ですと、水が引けば雨が収まっていずれ自然と水が抜ければそこも使えるようになるよという、手っ取り早いそういう話、回答でしたけれども、やはりそういう不便を来して子供たちに、高校生がああ道路を今後も使っていくとなると忍びないわけです。今、300名からの人があそこを通るわけですけども。

去年ですか、私、火葬場からJAの入谷の葬祭センターに土地勘がなくて行く人がいたので同行して、そこ近道だからと思って高校の下を通って案内したわけです。そうしたら、火葬場にまたここ1人で戻ってこれないですと言われたんです。そのぐらい迷路になっていました、火葬場からJAに行くのに。近道を案内しただけなんですけれども、ましてや観光客、そういう人たちが来ていた場合、土地勘のない人たちが高校までどうやって逃げて避難するのかなという心配があります。

今、町長話しましたけれども、冠水の危険性が大きであります。高校の避難所までの道路整備は早急にすべきだと思いますけれども、計画は今後あるのかないのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 御質問のありました冠水箇所でございますが、398号線から町道廻館線という路線になりますが、そちらを通りまして南三陸高校に行けるわけでございますが、

今回冠水している場所はその路線ではなく、それよりさらに南側と言ったらいいんでしょうか、また別な路線になってございまして、町道中瀬町線の約50メートル区間が、先ほどの町長答弁にもございましたように、2級河川の水位が上がりますとどうしてもはけ口が塞がれてしまうと。はけ口が塞がれてしまいますと、どうしても堤防内の排水の排除に支障を来して、結果として冠水をしてしまうという区間が約五、六十メートルございまして、2級河川の水のほうの水位が低下いたしますと、すぐにというわけではございませんが、私どももちょっと冠水当時、現地のほうへ行っておりましたが、水位が低下しますと20分、30分程度で通行可能になるというような状況でございまして、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 水尻川のほうの河川、大船ですか、そちらに行く川のところが冠水するという、今のお話ですとするわけですが、確かにあそこには冠水注意という看板もあります。そうした場合、あの箇所は水尻川と八幡川2つに囲まれている地形です。そうすると片方だけが水位が上がるということはないと思うんです。両方河川ですから、同じく川の水位が上がると思うんですけれども、そういうところを考えると、やはりこれは通学路はかさ上げして高くしておいたほうが安全・安心でなかろうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該冠水箇所につきまして、通学されている子供さんも確かにいらっしゃるのかもしれませんが、ちょっと通学路としての指定等々がなされているかどうかちょっと承知はしてございませんが、少なくともその398号線からは、今まで冠水時であっても冠水する道路を通ることなく通学ができるというような状況でございまして、当然ながら、そういった道路冠水で通行に支障を来すような場合については、町職員もはじめ、あとは関係機関、警察署とも連携を取って安全な道のほうに誘導するなり、あとは通行止めの規制をするなりということで対応をしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 現在まではそうであっても、今後の豪雨災害とか考えた場合、高校は避難所になっております。町民の安全・安心を守るためには、避難所に安全に避難できることが前提ではないでしょうか。そういうことからしても改修の余地はありと思われましてけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今までの現状を把握している限りですと、大雨時に冠水するのはやや50メートル区間ということをごさいますして、町長答弁にもございましたように、全てのことに対応できるハード面の整備というのは、なかなかこれはここまでやれば大丈夫といったものはないというのが実情でございます。

極論を申し上げますと、確かに八幡川と水尻川に挟まれる地区でございます。河川からの越水がない程度の増水と仮定した場合に、極論でございますが、水尻川の堤防と八幡川の堤防よりも全体的に高くしないと、雨が降って冠水する場所がゼロというのは、そういった極論の話でございますが、そういった手法でも用いない限りは、やはりどうしても一時的に冠水するという可能性はゼロではないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） あそこ、何回も言いますけれども、通学路が大変な状況、雨のときもそうですし大変な状況になって子供たちに、あしたに近い将来になるかしないのか、今、先ほどの町長答弁では学校が新しくなるかならないか分からないとなっておりますけれども、あそこは今後とも通学路になっております。今、寮のほうに町外から子供たちも、今年は20人近くの人が増に来年度からはなりますけれども、そういう人もあそこを通学路として通って、自転車に来るか歩いてくるか、寮から分かりませんが、やはりそういう子供たちに不便を来すということがいかなものかなと思われま。

寮の関係ですけれども、年間何千万円という経費、4,000万円以上の経費をかけておりますけれども、通学路はお粗末と思います。そうした場合、ほかの、寮生ばかりじゃなくて、あそこを通るのは300人からの高校生が通うわけですので、口を酸っぱくして何回も言いますけれども、早急の整備が必要と解しますので、近い将来でもいいです、これを優先的に計画に入れていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 道路整備、特に確かに子供さん方が通る道路ということもございしますので、それらにつきましては町としましても重々把握しているところでございます。周辺に関連事業等々の兼ね合い等も見据えつつ、今後において整備については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 次に、沼田から平磯線に抜ける生活道路ですけれども、役場までの新しい道路ができたので、今までの生活道路が悪路になったままです。まだまだ通勤や買物に利

用されている人たちがいますので、ぜひ30メートルぐらいなのでそこも整備をしていただきたいと思いますけれども、お考えを聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは前にもお話ししていますように、新しい道路ができたその後はここは修繕をするということで前にも答弁しておりますので、来年度の当初予算に予算を計上してここは修繕するというようにしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 来年度、そこは整備というお話を、朗報を伺いましたけれども、建設課長、間違いないですね。確認します。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員、30メートルというお話でございましたが、30メートルではなく、平磯連絡線から東山中央線までの間、約200メートルぐらいございます。なかなか単年度でそれを整備するというのはちょっと困難な部分もございますので、逐次、複数年をかけて修繕のほうを行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 最後になりましたけれども、役場までの新しい道路ができたので、今までの生活道路が土地の人たちは生活道路として利便性がありました。まだまだ利用されていきます。今のままでは事故が起きて町の責任が問われるのが心配ですので、申し上げさせていただきます。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

及川幸子君に申し上げますが、冒頭で町民の後押しにより質問ができると申しましたが、町民の後押しがあったから受理したものではありません。再三の指導、指摘により質問内容が受理する要件を満たしたことになったので質問を許可したものでありますので、誤解のないように。これからは極力訂正なしで受理できるような質問を提出するように努めてください。

次に、通告7番、伊藤俊君。質問件名1、災害公営住宅（復興住宅）の課題とマネジメント。2、漁業体験プログラムを持続可能な事業に。以上2件について、伊藤俊君の登壇発言を許します。1番伊藤俊君。

〔1番 伊藤 俊君 登壇〕

○1番（伊藤 俊君） ただいま議長に許可をいただきましたので、壇上から1件目の質問をさ

させていただきます。

今回は2件あるんですが、1件目のテーマは、災害公営住宅、言わば復興住宅に関するものです。

町内の災害公営住宅は、早いところで入居開始から10年になりました。時間の経過だけでなく、あらゆる社会的要因、環境変化により住民の暮らしやすさを維持していく難しさが表れ始めていると考えます。住宅の適正な維持管理は、もちろん行政の責務でもありますが、同時に暮らしやすい環境をつくるマネジメントが必要であると考えまして、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目は、災害公営住宅の維持管理において課題の整理、ポイントはいかがでしょうか。

2つ目は、入居率維持のために必要な対策はいかがでしょうか。

3つ目、自治会運営を持続可能なものにするためにはどのようなものが必要でしょうか。

4つ目、委託管理業務を含め管理体制の見直しはあるか。

以上について佐藤町長に答弁を求めます。よろしくお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、伊藤俊議員の1件目の御質問、災害公営住宅の課題とマネジメントについてお答えをいたします。ちょっと長くなりますので御理解いただきたいと思います。

初めに、御質問の1点目になりますが、災害公営住宅の維持管理における課題の整理、そしてポイントということではありますが、現在、災害公営住宅を含む町営住宅の維持管理は、平成30年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づいて、予防保全的な維持管理の実施による長寿命化に取り組んでいるところであります。

しかしながら、災害公営住宅においては、早いところで管理開始から10年が経過するため、経年劣化等による消耗品交換などの小規模な不具合の相談件数が、令和2年度の月平均9件に対して、令和6年度においては月平均23件に増加をしている状況にあります。

小規模な不具合は、日頃の使い方や清掃状況などに起因するものが多く、消耗品等については入居者負担による修繕となるものも少なくないことから、今後においては、入居者による予防保全等の推進に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、御質問の2点目、入居率維持のための必要な対策についてであります。御存じのとおり、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅でありますので、収入等を含めた入居者資格が公営住宅法により規定されております。

本町においては、公営住宅法の趣旨に違反しない範囲で入居者資格を拡大し、町外からの単身移住希望者の入居を可能とするなどの空き戸対策を講じているところであります。

現在、本町の災害公営住宅の入居状況については、他自治体の災害公営住宅に比べ高い入居率となっておりますが、単身入居者の死亡退去などの増加により入居率が低下傾向であることから、町内の住宅事情に合わせて入居者資格の拡大等を引き続き検討していきたいと思っております。

次に、御質問の3点目です。自治会運営を持続可能なものにするためにはついてであります。御存じのとおり町営住宅自治会は、入居者による相互の連絡環境の整備、共同施設の維持管理等を目的として自主的に運営されている自治組織であり、町営住宅以外の自治組織である行政区等と同じ位置づけであると考えております。

しかしながら、合併浄化槽の共同施設を維持管理するための費用、いわゆる共益費の管理については、災害公営住宅に特化した活動と認識をしておりますことから、共益費徴収や自治会活動の負担軽減等に関しまして随時相談支援に取り組んでいるほか、町と宮城県住宅供給公社と自治会役員の情報交換会の実施などによりまして、自治会運営の支援を図っているところであります。

最後に、御質問の4点目になりますが、管理委託業務も含め管理体制の見直しが必要ではということですが、町営住宅の管理運営については、平成26年度から宮城県住宅供給公社による管理代行制度により実施をしております。

町営住宅の管理運営については、過去には管理代行制度と指定管理者制度の比較検討も実施しておりますが、指定管理者においては制度上実施できない業務等も多数あり、指定管理者制度よりも管理代行制度のほうがメリットが大きいと判断したことから、公営住宅法及び南三陸町町営住宅条例に基づく管理代行制度により実施をしているところであります。

町営住宅においては、入居者の高齢化や社会環境の変化等により、入居者の生活状況等も著しく変化をしております。町営住宅の管理運営を担当する建設課や宮城県住宅供給公社だけでは対応し切れない事案が日常的に発生しております。

今後においても、県内12の市町の管理運営を委託している宮城県住宅供給公社のノウハウを利用しつつ、保健福祉課をはじめとした関係機関との連携をさらに強化して、入居者の皆さんが安全で安心して生活できる環境の維持に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、自席から質問してまいります。

ただいま非常に丁寧な答弁をいただきましたが、ちょっといろいろと各項目についてさらに聞いてまいりたいと思います。

まず、災害公営住宅の維持管理について、課題の整理、ポイントはということで御答弁いただきました。やっぱり年数がたっておりますので、いろいろなことがどちらかといえばよくなっていくというよりかは、だんだんちょっと問題が増えてきているなという印象はどうしてもありまして、どうしても多岐にわたりますので、それをしっかり整理していかないと、どこから手をつけていくのか、どこから優先的にやっていくのかというのも、ちょっとこれは分かりづらくなってくるのだろうなということでお尋ねいたしました。

まず、一番最初にもうずばりお聞きしたいんですけれども、来年度の懸案事項でありました、何度かこれもずっとお尋ねしてまいりましたが、災害公営住宅の見守り体制について、いろいろ検討はされているとは聞いていたんですが、もう12月でございます。来年度も間もなくでございますので、この段階で何か具体的な体制は決まったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 災害公営住宅の見守りでございます。現在、各団地、6団地に9名のLSAを配置して見守りを実施してきているところでございます。

来年度につきましては、この見守りを継続していくことを前提に、今、その規模、なかなか現状の体制のままというところは難しいと考えておりますので、恐らく縮小になると思いますが、ただLSAが各団地の集会所に残って見守りをして継続していくというところまでは決定してございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そのお答えを聞きまして少し安心した部分もありますが、では、同時に、まだ3月の予算の話になるのでこの段階でお聞きするのはちょっと早いかもしれませんが、今までは国の財源も使ったの制度実施だったと思うんですが、その財源手当という問題は解決された上で縮小ということは、財源の工夫もあったかと思うんですけれども、そういった工夫の結果で実施ということは分かったんですが、その財源の部分でどれを使うかというのはもうそこも決定済み、ちょっとどれを使うかは答弁しづらいかもしれませんが、そこも決定済みという理解でいいかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、保福課長からありましたように、LSAについては、多分、伊藤議員も篤と御承知のように、国の補助制度が今年度で終了するということでございますので、

L S Aの在り方ということについて、いろいろ社協の方々ともいろいろお話をさせていただきました。

基本はやっぱりこれから、震災から13年、入居管理が始まって10年という流れでありますので、高齢化が進んでいるということでございますので、L S Aの役割というのは、多分、より大きくなってきていると思いますので、そういう観点を考えた際に、国の補助制度は終了したものの、こういったL S Aの見守りということについては、今後とも継続して行っていくということは、町の方針として考えてございます。

財源等については、あとは財政担当課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、町長お話しされたように、L S A事業につきましては今年度で補助事業が終了というところでございます。したがって、代替財源はという部分になるんですけれども、介護保険事業の補助事業を使って継続するというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、午前中に続きまして質問をしてみたいと思います。

L S A制度については前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございますということになると思います。もちろんL S Aがあるからといって何か問題が全部解決するかということそうではないということも理解しておりますが。

次にお聞きしたいのが、何でL S Aの話を最初にしたかといいますと、お聞きしたかったのは、一番早い入居開始の住宅で10年たったと。これから10年、20年と経過していく中で、現時点での話ではあるんですけれども、誰にも知られることなくお亡くなりになる方が出てきているのではないかなと思っているんですが、実際、増えてきているんでしょうか。そして、増えていく見通しなんでしょうか。その辺はどのように捉えていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、人数についてはちょっと把握はしてございませんが、

入居当時から年間一、二件でしょうか、そういった事例も発生しているのは事実でございます。

あとはやはり高齢化に伴いまして、入所施設先であったり、あと病院の入院先であったりということでお亡くなりになる方はいらっしゃるんですが、俗に言う孤独死というんでしょうか、誰にも知られずという事例につきましては、年に一、二名程度なのかなということでは記憶はしてございます。

今後においてそれが増えるかということですが、やはり地域でのコミュニケーション等々を取る中で、そういったそれに至らず早期発見とか、あとは近隣の親類の方々ですか、そういった方々のサポート等もあったりということで、孤独死がじゃあ増えるかと言われますと、必ずしもそうではないのではないかなとは考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） これは増えていかないことを望んでおります。

ただ、やはり災害公営住宅、一般的な町内の防集団地とかいろいろ比較してみても、やはり数字的にはリスクは決して低くはないと思います。手元にちょっと資料があるんですけども、今年の3月末の時点で宮城県住宅課が調べた資料によりますと、やはり先ほど町長答弁あったとおり一般入居率も高いんです、22%入っているということで。一般入居率も高いと思いますが、同時にやはり高齢者世帯が56%を超えている。そのうち、単身高齢世帯がもう40%、39.5%という数字になっておりますので、この数値はまた上がっていくということは、リスクも高まっていくのではないかなと思っております。

そこで、この場でちょっと確認しておきたかったのは、仮にそうってしまった場合に、相続放棄に支障を来すケースももしかすると発生するかもしれない。まだかもしれないというレベルなんですけれども、そういうことも一応考えておかなければいけないのかなというのも住宅管理の一部じゃないかなと思うんですが、そういうケースはまだ発生していないとは思いますが、相続放棄に関する退居手続に支障を来すケースは想定されていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさにそのとおりでございます。今、国のほうでは住宅に入居しやすいようにということで、入居する際の保証人等々を免除したらいいんじゃないかというような方針をちょっと打ち出してはございますが、そういったケース、あとは家賃収納のケースもそうでございますが、当町といたしましては、その辺の見守りサポートも含めた形で、

やはり現状では保証人さんというのは必要なものじゃないかなと考えてございますし、そういったケースについても確かに考えられることではございますので、その辺は管理代行をお願いしております住宅公社さんのほうも経験豊富でございますので、その辺についてはもう既に御相談といえますか、やり取りをさせていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今後、またそういうケースが、ないことを祈りますが、あった場合にどういうふうに手続をしていくかというのは、ある意味これは想定しておくべきかなと思っております。

他自治体では、相続財産所有権放棄書兼処分依頼書などの規則をつくっているケースもあるようでございますので、いろいろなことをちょっと想定した上で、住宅管理というのは本当に難しいというのは、こういった点を見てもやはり見られるのかなと思います。

管理されている立場として頑張っていらっしゃると思うんですけども、やはりこれだけ、管理代行はしているとはいえ、やはりいろいろな課題、問題等は整理していかなくちゃなど、さっき言った見守り体制もそうですし、家賃のこともそう、自治会運営も、この後話しますけれども、共益費もそう、合鍵管理制度もそう、本当に多岐にわたります。

その中で、今、当町としては建設課のほうで主になって管理しているんですけども、やはり現場のほうで頑張っていらっしゃると思うんですけども、ジレンマとか悩みとかもし抱えている部分があって、そこをこの場で共有できるものがあればお示しいただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ジレンマといえますか、既に連携を取っておりますが、まさに高齢化がますます進んでくるということもございまして、その辺の対策等については、関係部署である保健福祉課のほうと連携を取りつつ進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そこが一番難しい問題かなとも思っております。関係機関の連携ということについては、何度かお話もしていただきましたし、そこは理解しているところではあるんですけども、ただ逆に各関係機関の集合体が共通理解とか相互理解をしていないと、結局どこに責任があってどういうふうな分担でというのは、住民側にとってはちょっと分かりづらいなという点はある面では否めないかなとも思いますので、そこの整理というのは今後またしていかなければと思うんですが、先ほどの答弁の中には、一応公社のほうと自治会

のほうで情報交換は行っていますという言及もあったかなと思うんですが、ちなみにそれはどれぐらい連携というか情報交換の機会というのはどれぐらい持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 情報交換というのは、今年度ですか、いろいろ今世の中でも取り沙汰されておりますが、共益費の問題であつたりその他、相談事項等々ということで、今年度、各団地の役員さんにお集まりをいただきまして、公社も交えて種々の一応相談といたしますか、あとはお悩み事であつたりこちらのほうで対応できるものはこちらのほうで対応すると、あとはこちらのほうで対応できないものはそれぞれの担当部署のほうにお伝えをするというような一応連携を図っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今、中身は分かりましたが、それは、例えば、レベル的に年1回なのか2回なのか定期的なのか、ちょっとそこをもう少し詳しくよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 実はちょっと定期的に開催しているということでは今の現段階ではないんですが、今年度に入り一度、お招きをしましてそういった相談会を開催はさせていただいたと。あとそれ以外にも、それぞれ個別に御相談を受けたり、こちらからの聞き取りにお伺いをしたりということで継続してやっておりますが、具体的に各団地の代表者さんを集めてやったというのは、正直今年度が初めてということでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、まず今までなかったものを今年から始めたということで、そこをどうまた、増やせばいいというものじゃないんですけれども、どういうふうに、例えば、回数少なくとも中身を濃くしていくかになるのかという部分は、ちょっとこれからまたいろいろと詰めていく部分かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと入居率の話に移るんですけれども、現状、入居率自体はまだ93%台ということで高い水準を誇っておりますが、やっぱり一時期よりもちょっと下がってきているかなという印象がござひます。

そこで、やっぱり何で入居率の話になるかといいますと、先ほどの共益費の問題、額とか集金の方法の問題もありますけれども、やはり入居率が下がるということは各入居者の負担が上がっていく、必要経費は必要経費であるんですけれども、結局、負担の割合が高くなって

いくというのがこの入居率の数字で懸念される部分かなと思うんですが、入居率維持のための必要な対策ということで、先ほど答弁はいただいたんですけども、ちなみに一般入居も含めて入居要件の緩和というのはもちろん考えるべきなんですけど、災害公営住宅以外の当然既存の町営住宅入居者も町営住宅の中身に入っておりますので、この既存町営住宅入居者の、例えば、災害公営住宅への入居希望について転居希望もあるかなと思っているんですが、そこはある意味、今現在は計画どおり進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺も今後実施に移していかなければいけないという部分ではございますが、今、現段階でちょっと具体的に、本来はこちらからお迎えに行くべきなのかもしれないんですが、今の住民の方から既存の住宅から災害公営に移りたいという具体的話は現在のところ、私がちょっと知る限りですと、直接ちょっと承ってはいないんですが、やはり既存の住宅も老朽化しておりますし、長寿命化計画において木造住宅は全て廃止するということが意思決定がなされておりますので、今後、ちょっと災害公営住宅の入居の状況を見つつ、前にもちょっと同じような答弁をさせていただいたと思うんですが、何らかの制度等を設けて既存住宅からお移りをいただくというような方策についても、課内では話として議論としては出ているんですが、まだ具体の何をどうするといったところまで至っていないというのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） また今後、その推移を見守っていかなければと思うんですが、恐らく住民、町営住宅の入居者側もまだ廃止とかそこまでという話も行き届いているのかなのか、いつまでと、総合的な理解がどこまで進んでいるかはちょっとまた調べてみないと分からないんですが、長寿命化計画ありますので、廃止ということも決まっていますので、やっぱり段階的に進めていくべきものかなと思っておりますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

そういった入居要件の緩和についてなんですが、もちろん今法律で決まっている部分がありますのですぐにどんと何か風呂敷を広げたような拡大というのは難しいと思うんですが、例えば、現場のほうに聞きますと、やはり保証人の規定がなかなかうまくいかないと見つけるのが難しいとか、あとは特に移住希望者については、保証人もそうなんですけれども、希望する方が今の自分の居住地に持家を持っていると当然借りれないというルールもあるそうでございますので、移住するにしても住まいの問題というのは結構壁になっているというの

も聞いていますので、ちょっとその辺については、今後、検討の中に入っているかどうかというのは確認しておきたかったんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 公営住宅につきましては、やはり住宅に困窮している低所得者のためというのが大前提でございますので、今、議員おっしゃったようにやはり持家があるという話になりますと、そもそも論的な話で、いや住宅に困窮していないですよという話になってしまいますので、ただ、そうは言うものの、遠方からという話で何らかの事情があればということで検討の余地はあるかとは思いますが、今、この場ではすみません、それが公営住宅法上、適なのか非なのかというのはちょっとお答えできる内容を持ち合わせてございませんが、基本的には、やはり住宅困窮者というのが前提にありますので、原則論から言わせていただきますと、やはりちょっとなかなか持家があると難しいというのが実情でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。入居要件の緩和も引き続きの検討課題だと思います。

そして、さらにもう一つ、入居率維持のために必要な対策として、これは他自治体の例ではありますけれども、例えば、お試し移住に使うとか、下宿等、これちょっとよく分からなかったんですけれども、下宿等の用途を採用しているところもあるそうでございますが、目的外使用、これはもちろん条例改正も必要だと思うんですけれども、その辺も含めての検討をされているという理解でいいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 具体の検討は、ちょっとそこまでは今、現段階でなされていないというのが実情ではございますが、確かに今、国交省のほうからは地域対応活用というような方向性が打ち出されておまして、まさに議員おっしゃいましたように、中にはそういった大学生とかそういった学生さんの寮、若い人が入ることによってある意味見守り、あとコミュニティーの造成にもつながるといったようなこともありまして、事例といたしますと、そういった高齢者の見守りを含めたコミュニティーの活性化ということで、学生寮とか、あとは先ほどちょっとお話出しましたが、定住促進のための活用とか、あとは社宅等となっておりますが、今、技能実習生さんの住宅用地であったりということで、地域の事情に合わせて一応一定程度弾力的に活用してもいいよという方向性は示されておりますが、具体には、案件ごとに国土交通省の許可をいただかなきゃいけないということになりますので、具体の事例を

国土交通省さんに持って行ってお話をしないと、多分、なかなかいいのかどうかというのは、結論はちょっとまだ出ないのかなというところではありますが、そういった地域対応活動ということも可能とはなっております。

まさに、お試し移住というお話が出ましたが、一応この制度も原則は1年以内という原則をちょっとされまして、ただし、本来の入居者の入居を阻害しない一定の条件を満たせば更新は可能と、大分ちょっとアバウトな内容なのでどこで切っているのか分からない内容ではあるんですが、一応更新も可能ということでございますので、その辺も当然視野には入れていかなきゃいけないのかなとは思っておりますが、定住促進住宅につきましては、現在のところ全部で6戸ございますが、今のところは希望者がいて入れないというような状態ではございませんので、その辺だけはちょっとお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） いろいろな壁がありますので、国としては2拠点生活を推し進めようみたいなお話も出ていますので、いろいろな形でまた環境も変わってくるかなと思っておりますので、また随時いろいろなことを更新していければなとも思っております。

自治会の話にちょっと移っていくんですけども、見守りとか維持管理とかいろいろあるにせよ、やっぱり災害公営住宅については自治会がしっかりしないとというのは感じている部分です。それぞれもちろんもう自治会立ち上がっていますので、規約もありますし、当然、事業計画とか予算とかいろいろやられていると思うんですが、ただちょっとコロナの3年間はそういった総会なるものもなかなか開けないという現状があって、なかなかコミュニティーをつくるといっても口で言うほど簡単ではないなということも感じております。それをホットバンクの活動等でどうにかつないできた側面もあると思うんですけども、これ多分前にも一度聞いたことある質問なんですけど、再度ぶつけてみます。

建設課または保健福祉課どちらかはちょっと置いておきまして、住民との接点を保持するためには、やはり自治会がやられていることに対するチェック機能というのは持てないものなんでしょうか。あくまでも自治会のやることなので自治に任せるというもちろん前提はあるんですけども、とはいえ、やっぱり何か住民さんが分からないとか迷っているものに対してはサポートの手を差し伸べるという意味において、何かそういった機能を持たないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 自治会につきましては、やはり町長答弁にもございましたように自

主的な組織ということでございますので、運営状況等をつぶさに町のほうで確認するというそもそも根拠といいますか、なかなかできかねる部分もございますので、その辺はちょっと提供等がいただければというところはあるんですが、今までも、今年に入りましてからも何団地かの役員さんのほうから、こういったちょっと困り事とかあと相談事とかということで、やはりそれは承ってございまして、小さい問題と言ったら何なんですけど、まずはやはり管理代行を住宅公社のほうにお願いをしていますので、住宅公社さんのほうで解決できるものは住宅公社のほうで解決をしていただいておりますし、なかなかそれも難しいときは町も一緒になって当然対応させていただきますし、あとは町で直接受けたものに関しても、町で対応できるものは随時御相談に乗ったり、できる限りの対応をさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そうしますと、やはりポイントは相談しやすい環境をつくることかなと思う部分もあります。

チェックというちょっと言い方は厳しいのかなとは思いますが、あえてチェックと言っているのは、やっぱり自治会の問題でいうと、成り手がなかなかいないというのは従来からの聞いている話でございますし、ただ同時に、さっき言った団地の事情の違いというのはもちろんあるので一概には言えないんですけども、やはり大きい団地になりますと、共益費の管理だけで、例えば、これはどこの住宅ではなくて一例として月5,000円で戸数が100戸あると50万円掛ける12か月600万円。600万円ものお金をある固定の方々がずっといろいろな自分たちでチェックして管理しなきゃいけないという大変さというのがあると同時に、チェック機能が働かないというのは、言いたくないんですけども、もしかするといろいろな問題を起こす可能性も秘めているというのがちょっと危惧されるかなということで、そこを何とか相談しやすい環境をつくることにいち早く着手してほしいなという部分はそういう問題でございます。

あと実は今、公社と各自治会で情報交換という話は出ましたけれども、逆に自治会同士の連絡協議会というか情報共有、こんな困り事をその自治会だけで抱えちゃうだけじゃなくて、全部の自治会で共通理解を生むような仕掛けというかシステムというか土台というか、そういうのは必要ではないかなと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） どこまで行けるかという問題はちょっと今後の課題ということでは

ございますが、手始めというわけではございませんが、今年度、公社が集めたというよりは町のほうで主導して、公社も入れて自治会の方々にお集まりをいただいて、いろいろ共益費の問題であったりその辺を御相談させていただいていますので、一つ一つ今年度、足がかりとして今後においても、その会を結成するかどうかというのはちょっとやはり町だけでは決められない部分でもございますのでこの場での御回答はできかねますが、でき得る限り、いずれにしましても、町のほうとすれば可能な範囲でその辺の相談対応であったり指導であったりというのは継続してやってまいりたいと思いますし、今後におきましては、そういった面も含めて課題ということで検討の1つとさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その話をしましたのは、また結局住宅団地によって事情が違うんですけども、復興住宅、災害公営住宅の自治会があることによって、自治会は1つの組織ですから当然独立性が高いとか、ただ独立性が高いがゆえに共益費と呼べるのが特化されていてそれを管理しなきゃいけない部分というのがあるがゆえに、逆に災害公営住宅の周りの防災集団移転の団地の行政区単位ですとか、団地の皆さんとのコミュニケーションというのがうまく図られている団地もありますけれども、うまく働いていない団地もあるということで、その辺の行政区と災害公営住宅の関係性をもう少しうまく円滑にできないもののかなというのにはちょっと感じている部分なんですけど、その点について何かまたこうしていきますというのがあれば伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かにある一部の団地のように、災害公営住宅団地自体が一行政区というところもありますし、あとは行政区の中にまた団地という部分もあります。その中で確かに、最近はあまり直接聞いたことはないんですけど、過去にはやはりなかなか住宅団地と行政区のほうで何かうまくいっていないというような話も過去にはちょっと聞いたことはございます。

それは具体的に何かといいますと、私がちょっと聞き及んでいたのは、公営住宅は公営住宅で共益費、あと自治会費というのがかかると。あとは全ての行政区ではないかもしれませんが、多分、大体の行政区は協力金的な話でいろいろな共同作業の経費であったりということでまたそれを別途集めるということで、なかなか災害公営に入っている方々ですと、それでまた二重に負担というようなお話も過去には聞き及んだことがございますが、やはりその辺につきましては御負担をおかけするというにはなるんですけど、やはり組織としての決まり事

という一定のあれがありますので、サポート等はできるんですが、なかなか町のほうで直接行って幾らです、こうです、右です、左ですというわけにはなかなかいかないのかなということで、確かに先ほどのお話で苦慮しているところはないのかという御質問ございましたが、例えば、そういった事例があったときには、やはりなかなかちょっと判断に苦慮するところがございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 課長がほとんどおっしゃっていただいたので、本当そういった意味ではいろいろな形でいろいろな人が関わっていくことも大切ですし、ただ、いろいろな人が関わることによって責任とかいろいろなものが分散してしまうことで分かりづらさも生まれてくるという、どこでバランス取るかというのはまた今後の継続課題として私のほうも見守っていきたいと思います。

4つ目行きたいと思うんですが、管理代行制度を採用しているということで伺いました。恐らくこれを採用する前の段階で、私のほうもいろいろ調べてきたんですけれども、いろいろな検討があつての制度の採用だったと答弁の上では理解いたしました。

ただ、平成26年度でしたっけ、始まった段階とまたちょっと時間たってきて状況変わってきて見直すことのタイミングがもしかしないのかなと思って、今回、質問の項目に入れたんですけれども、今のところは管理代行をやっていくということで、その点は分かりました。

ただ、それでお聞きしたかったのが、そうなってくると、では物の管理、言わばざっくり言えばハード面、それから人の管理というのは言い方おかしいんですけれども、人に対する手当対策という部分は、今は公社のほうでずっと全部まとまってやっているんですけれども、一元化できることはもちろん理想形ではあるんですが、現実的にはやっぱりいろいろ問題の種類が多過ぎて広がり過ぎてちょっとまた難しいのかなという部分において言うと、例えば、ハード面の管理とソフト面の管理というのは、これはやっぱり分けることは難しいという理解でいいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ソフト面の管理支援を全くしないというわけではないんですが、当課といたしますと、どちらかと申しますとハード面に主体を置かざるを得ない状況、入居等々の手続等々は除いてという話なんです、入居された方々への直接的な支援というのはなかなか、どちらかといいますとそういった意味からしても、当課の所管としますとソフト面というよりはハード面のほうがどうしても強くなってしまふのかなというところはちょっ

とございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） どうしても出てくる課題、問題にもよるんですけども、やっぱり専門性が高いものになってくると、なかなか私はできてもこちらはできないみたいなことは出てくると思います。

そこで、やっぱり連携の力というのはある意味試されると思うんですが、建設課さんと保健福祉課のほうでいろいろタグを組んでやっていらっしゃると思うんですが、やっぱりそこは今後もしっかりこの部分は建設課、この部分は保健福祉課としっかり整理されて分けて対応していくということの変わりはないかという部分を再度確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現状におきましても、確かに明確な線引きといいますと所管している事務の違いということで一定の線引きがなされるんですが、やはりなかなか一線をずばっと引いてしまいますと、ちょっと微妙な問題になるとそっちだこっちだみたいな話になりかねない部分もございますので、その辺は保健福祉課のほうと臨機応変に情報交換をしながら、今年度も何度とは重ねてはいないんですが、相当な回数、いろいろな苦情であったり御相談に対して、保健福祉課の職員、あとは当課の職員と何度も協議、相談、対応をさせていただいているところでございますので、やはり所管事務ということでの線引きは変えようがこれはございませんのでそのとおりではございますが、ただ、その辺も情報共有をしながら、お互いにできるものはそれぞれそっちだこっちだと言わずに協力しながらやっているというような現状ですし、今後もそういった方向で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、連携、情報共有はもう密にさせていただきたいというのは再三言及している部分でもありますが、ぜひそこはさらに強くお願いしたいと思っております。

そして、管理代行を採用していますので、毎年、当初予算のほうでいろいろ委託費用も計上されておりますけれども、やはりどうしても昨今の社会情勢も含めて、上がる要因というのは様々ということも理解していますが、どうしても上がっていくことは否めない中で、計画どおりにももちろん進めば、委託費用をコントロールできる部分もあるのかなと思うのは、文書開示で出していただいた業務委託料の計算書を見ているんですけども、災害公営のほうで約7,500万円で、既存の町営住宅のほうで約800万円ということで、単純な質問なんですけ

れども、もし計画どおりにきちんと廃止の方向になっていって、既存の町営住宅が完全に廃止になった場合に、現在かかっているコストというのはなくなるということでもいいのか。それとも、要は既存の住宅の今管理費が出ていますけれども、それがゼロになったらゼロになるでもいいのか。それとも、やっぱり災害公営に移った部分、災害公営の分が広がるのか、ちょっとその辺の考え方を教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かに大きな意味で言いますと、議員おっしゃるとおり戸数が減れば金額が減るということにはなるんですが、やはりこれもまた議員おっしゃったとおり既存住宅から災害公営へ移るといってもございますので、一定程度は委託料については軽減されるものと認識をしてございますが、ではその分がそっくりなくなるかという、やはり入居の方がいらっしゃれば、またいろいろな小口修繕とか使えば使うほど損耗するようなものについては修繕費とか出てまいりますので、やはり1あったものがじゃあゼロになるかという、0.2とか0.3になるのかなとは思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） いろいろすみません、細かい部分までお聞きしましたが、ちょっと1件目の質問の最後の部分なんですけれども、今までいろいろな各機関が連携していくという中で、ぜひ、ここは個人情報保護の問題もありますのでどこまで可能かというのはまた検討課題かなというのは承知でお聞きするんですけれども、生活支援員さん、LSAさんとかも含めてなんですが、どこまで医療サポートというのが加えられるのかなと。結局、生活サポートとか健康チェックのサポートとか緊急時のサポートはもちろんできていると思うんですけれども、医療的な面で何か課題とか問題が生じたときに、やはり医療機関とか介護施設とかの部分まで連携すべきかどうなのか。それとも、そこはまた事例が発生した時点での随時対応なのかという部分、この辺については、課題感はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） その恐らくは医療へのつなぎというところになってくるのだと思います。緊急度を要すれば、それは直接病院等へのすぐつなぐということになりますでしょうし、こういう事案があるんだといったところであれば、当課あるいは包括とかそこに情報を寄せていただいた上でどのようなつなぎをしていくのかというところは検討していくのかなという形だと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。引き続き、この点についてはいろいろとまた私のほうも勉強してまいりたいと思います。

南三陸町の場合、当町の場合は現状を、災害公営住宅については計画のとおり、災害公営住宅を解体するというは全く考えられていない想定なので、じゃあこの住宅を、8団地をどう維持管理していくかという部分は、これはもう適切にやっていくしかないかなと思いますので、当町らしい住宅のマネジメントをぜひお願いしたいということで、1件目の質問を終わりたいと思います。

では、2件目、自席から質問させていただきます。

質問要旨は、漁業体験プログラムは、国が定める旅客不定期航路事業の法改正に伴い、事業者に対してコスト面だけにとどまらない様々な負担が増えており、体験事業の継続そのものが危ぶまれる状況になってきているのではないかと考えております。ただ、観光振興だけでなく教育分野、環境調査分野にも影響が及ぶことを鑑みれば、公的サポートはもとより、国の政策立案に対して現場の声をしっかり届ける責務もあるのではないかなということで、以下について伺います。

1つ目は、町の施策における漁業体験の位置づけ、重要度は。

そして、補助事業の継続や規制改革提案の活用なども含め国への働きかけはいかがでしょうか。

昨日、須藤議員の一般質問に関連しておりますので、その点も踏まえてさらに伺いたいと思いますので、町長、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目です。漁業体験プログラムを持続可能な事業についてということでお答えをさせていただきますが、初めに御質問の1点目になります。

町の施策における漁業体験の位置づけ、重要度についてであります。御案内のとおり本町では、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間といたしまして、「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち南三陸」を新たな将来像に掲げて、人とのつながり、自然との共生を大切にす持続可能なまちづくりを目指すビジョンとして、南三陸町第3次総合計画を策定しております。

この中のまちづくりの理念にも掲げてあります自然を大切にするまちづくりでは、本町の森、里、海の豊かな自然が多様な視点から世界的にも認められ、郷土の魅力を高めるかけがえの

ない資源であることが明記されております。

漁業体験については、地域の子供たちのみならず都市部から訪れる多くの方々にも体験を通してその魅力に触れ、また産地を知る貴重な機会であるとの認識から、受入団体の拡大や受入窓口の一本化を図るなど、漁業体系の推進に取り組んできたところであります。

次に、御質問の2点目になりますが、補助事業の継続や規制改革提案など国への働きかけということではありますが、詳細については、さきの須藤清孝議員への答弁で御説明をしたとおりになりますが、議員御指摘の法改正により来年4月から順次、対象となる船舶の所有者は、法定無線設備や非常用位置等発信装置、救命いかだなど安全設備の搭載が義務づけられることとなりました。

今回の法改正は、昨日申し上げましたとおり、知床遊覧船の事故に起因し事故対策検討委員会において繰り返し議論されてきたものであり、人命を守るといった観点からその必要性は一定程度理解するものであります。

しかし、対象要件など現在でも調整中の内容もあるほか、釣り客を乗せる遊漁船は義務化の方針が今のところ未定となっておりますことから、引き続き関係機関と随時情報を共有しながら、必要な支援策やしかるべき機関への要望の必要性等について検討してまいりたいと思っております。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から伊藤俊議員の2件目の御質問の1点目、漁業体験についてお答えいたします。

中央教育審議会では、生活体験、社会体験、自然体験の機会を増やすことの必要性が述べられており、また学習指導要領におきましても、集団の中で体系的、継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして、地域、家庭と連携、協働して体験活動の機会を確保していくことが示されております。

このような中において、町内の小中学校における漁業体験につきましては、総合的な学習の時間の授業において、ワカメの種ばさみ、メカブそぎ体験、ホタテの耳づくり体験、養殖場の洋上見学、サケのふ化場見学や稚魚の放流体験など、様々な漁業体験を行っており、また社会科の事業におけるゲストティーチャーの活用や全校児童による地引き網体験など、各校が特色ある体験活動を展開しているところであります。

教育委員会といたしましては、今後もこうした体験活動を継続していくためにも、関係機関

と連携調整を密にしながら、地域の人材を活用した体験活動の充実を図りたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、昨日も内容をお伺いいたしましたので、それにも基づきながらまた伺ってまいりたいと思いますが、今、一応いろいろな答弁のほうはいただいたんですけども、単純に、町長、教育長どちらかでもいいんですが、漁業体験がもしできなくなったら本当に困るという理解でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 経緯を話せば、平成21年に観光協会が旅行業登録を行って着地型の旅行商品を行えるということになりまして、以来、各地域の漁協、それから漁業者の皆さんに御協力をいただいて、こういった漁業体験というこのプログラムで売ってきたということございまして、改めて協力いただいた漁業者の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

これまでのこういった漁業体験を経験した子供たち、そういった方々のいろいろ感想とかいろいろお話を聞いた際には、大変満足してお帰りになったということです。まさしく南三陸の海を満喫しましたというお話を随分いただいてまいりましたので、この体験がなくなるということについては、町としては大変痛いと思っております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会といたしましても、ふるさと教育、ふるさと南三陸を愛する教育というのをしておりますが、その中ではふるさとの伝統芸能、さらには特色ある産業、そして自然を生かした体験活動などの中に、その特色ある産業の中に漁業というのがございますので、この体験の中の1つとして洋上の体験がなくなるというのは非常に痛手が大きいなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 非常に満足度が高い、そしてニーズも高い、さらに町に住んでいる私たちにも重要度は高いというのは、ここにいる皆様だけじゃなくて町の皆さんも同じ思いかなと思っております。

ただ、現状、じゃあどこで悩みとかジレンマが起きているかという、結局、今回の制度改革によって、国がこういった法改正を決めて制度をつくりましたということで、それが直接事業者のほうに届くような流れになっているかなど。結局、町を特に介在しないでいろいろな通知ですとかいろいろな文書が直接事業者さんのほうに届くような形になっているがゆえ

に、何か漁師さんたちのほうでやはり個別にどうしても悩んでいる部分というのがあると思いますし、また結局分からない部分というのは非常に多いので、それが結局諦めとか、もう事業継続しないで、昨日、町長おっしゃったように、もう本業に専念するかなと考えてしまうような状況に今なっているんじゃないかなと思っております。

ただ、逆に本分の水産業のほうが環境変化で苦しんでいる中で、やっぱりこの漁業体験という部分は、やっている皆様にとっても非常になりわいを保つ上では非常に大事な部分かなということで、ここを何とか踏ん張っていただくようなサポートをお願いしたいかなというのは思っております。

ちょっとお聞きしたかったのは、直接、今、東北運輸局から恐らく直接通知が届いているかと思うんですが、じゃあ事務所の皆さんが運輸局に直接何かここが分からないから相談してというのができているかどうかというと、ちょっとそこができていないんじゃないかなという部分も感じられまして、では、町の窓口としてはやっぱりどこになるんでしょうかというのが、ちょっと私も含めてあやふやかなという思いましたので、観光で言えば商工観光課と思うんですけども、教育長にも今回回答弁お願いしましたが、教育関係にもつながっていませんし、はたまた水産業とか農林水産なのか、それとも企画課なのか、ちょっとこれは分かりづらい部分が非常に多くて、運輸局という窓口なので、そこと直接つながる町の窓口がどこなのかなというのがちょっと分かりづらいなという部分がありまして、その点の考えというのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今、議員おっしゃるよう大変今回の制度改正は多岐にわたると思います。ただ、運輸局というところから体験に係る法改正という意味では、私どものほうで情報収集が必要かなと思っております。

ただし、先ほどおっしゃられるように、直接的な通知などはこちらには入っていないです。私たちが県などから下りてくる情報を収集しているところです。

それから、先ほど漁業者の皆様が直接相談しかねているのではないかというお話なんですけれども、昨日、町長答弁でも申し上げましたとおり、漁業体験で申しますと、それぞれ漁港にある団体のところが受皿となっているので、どちらかという団体としてどうするかというお話し合いになっているようで、そこで不明な点があれば、まずは漁協に相談と。私どものほうには漁協さんから様々な現場の情報が入ってきている状態にあります。

それと、個別にはきちんと通知のあった資料に相談窓口の御案内がありますので、私が聞き

及んでいる限りでも、3年ほどの体験受入れをされている方は、直接運輸局に出向いて詳細について御指導いただいたという方もおります。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その辺がはっきり分かればまずは相談できるのかなとは思っているんですが、ただ現状を聞いておりますと、本当にちゃんと理解して分かる方は、研修会にも行ったりとか補助金の申請はどうしたとかというのは聞いたんですけども、ただ、それ以外の方、本当にそれができるのは本当に一部分であって、大多数の方はやっぱり何か分からないから、大変だから何かやめようかなとか、こんな費用負担できないよとか、要は補助金の補助事業があること自体も何か本当に分かっているのか分かっていないのかという部分もちょっと見受けられましたし、あとは結構迷いがあるんですよ、文書がどうしても、すみません、言い方悪いですけども、行政文書ってなかなか難しいので、なかなか分かりづらい部分があると何か相談所にも何を相談したらいいんだろうみたいなところももしかしたらかもしれませんし、そのの分かりやすさをもう少し上げていけないかなというのは、この問題を解決する入り口かなとも思いました。

今、結局、漁協さんが窓口になって、それが結局、農林水産ではなくて一応商工観光のほうに行くみたいな流れは今伺ったんですけども、もうやっている事業者さんが分からないではなくて把握されていると思うので、やっぱりその方々の中で何か一度時間をつくって集まって、分からない部分を共有し合うとかという情報交換とか意見交換の機会というのは持てないものなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、昨日も答弁しておりますけれども、基本は、最初の申請についてはもう終了しております。次のまた申請の期間というのがありますので、この間、結構な期間、結構というか数か月ありますので、その間に、今お話あったようにもし運輸局から直接届いた方々、これまで登録していた方々なんですけど、そういった方々に改めて説明をさせていただく機会というのは、設けても別に構わないのかなとは思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そこはぜひお願いしたい部分ではございました。

もう一つは、今、体験の窓口としては観光協会さんのほうで受けていらっしゃるんですけど、先ほど申し上げましたが、結構ニーズも高いですしリピート率も高いのではないかなと思うんですが、ただ、漁業体験がもしかすると受入れする方が少なくなってしまうと、

結局何に及ぶかという全体に及んでいくんじゃないかなということも危惧しておりまして、漁業体験できないことによって、農業体験とか林業とかものづくりとか進めたとしても、漁業できないならほかの方面に行こうかなという教育旅行もやっぱり出てくるのではないかなというのはちょっと危惧しているところがございます、その辺の誘致の仕方というか考えについては工夫が必要かと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず、大前提として、もちろんすばらしいプログラムということで、町としても観光協会としても現状のまま維持していきたいという思いはありますけれども、昨日、町長答弁させていただきましてとおり、あくまでも漁業が本業の方々の一部を間借りしてこれまでも体験をやってまいりました。先ほどの補助金の話もですけれども、こちらのほうから積極的に補助金を取って整備してくださいというのは、なかなかこれ難しい問題かなという認識しております。ただ、やりたいんだけどという相談には、これまでも本当に膝交えてお話ししてきた経緯もございますので、それについては引き続きその方向で進めていきたいと思っております。

また、確かに場合によっては本当に難しい状況になるということも考えられます。今、町のほうで業務委託として出している観光協会の教育旅行誘致に係る受皿のプログラムが約30プログラムございます。そのうち、漁業体験、実際に漁船に乗るというものを除いて、そのほかの海に関する体験が5つございます。これも陸上で食育や海洋環境などテーマにしたもので、実際のところそれらへのニーズも高まりつつあります。ただ、本当に漁船に実際に乗るという魅力にはかなわないところなんですけれども、また改めてこのプログラムの内容をしっかりと精査しつつ、プロモーションをかけていく必要もあるのではないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） いろいろなサポートが考えられると思います。補助事業として直接かかるコストについて補助する部分もあれば、やはりもう一つ大事なのは、免許を持っているから、設備を持っているから、でもお客さんは来ないでは当然成り立っていかないので、ものづくりに例えれば、物を作ったけれども、しっかり販路を確保するというのがやっぱり必要じゃないかなということで、その辺の工夫をぜひ今後もいろいろな形でお願いしたいとは思っております。

何より、声を拾っていくと、さっきの情報やサポート窓口が分からないという部分もあるこ

ともありますし、あと一番言われるのはやっぱりコストの部分、導入コストだけではなくて、維持管理コストもやっぱりばかにならないというのが声としてもあります。

それから、そもそもやっぱり環境が変化してきているので、例えば、養殖の現場に行って直接成長しているものを引き上げたとしても、本当に見せられるものが少なくなってきているという問題もあって、それで、今課長おっしゃったようにもちろん漁船において魅力は一番なんですけれども、それに伴って、海のことをちゃんと知っていただく教育プログラムというのは、震災防災学習も加えて、やっぱりこれは南三陸だからこその部分なのかなと思っております。

先ほど、教育委員会のほうではいろいろ科目も、どうしても区切る部分がありますので社会科ではこう、それから総合学習ではこうとなっていることもあると思うんですが、それを一元的に町のほうで打ち出していくというのは大変魅力あるプログラムかなと思っているんですが、その点の部分再度お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。

答弁から。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほど話のありました養殖漁業の状況の変化もごもっともな内容でして、本来、南三陸町で漁業体験を観光資源化として始めた頃は、やはりメインとしてホタテ、ホヤの養殖が安定的に見学できるということで、教育旅行のピークとなる4月から6月にかけて、それから秋の期間にもこれらが十分に学べたという状況でした。やはり現在はそれもなかなか悩ましい状況にあるというのが現状でして、これはこの法改正にかかわらず、ここ数年の課題にもなっておりました。

そういった背景もある中で、例えば、現在、観光協会のほうで打ち出しているSDGsに対応した海のアクティブラーニングというプログラムがありますけれども、これなんかはレクチャーやワークショップに加え、フィールドワークというのが1つ魅力ではあったんですけども、ここを実際に海に出ずとも、例えば、磯場だったりとか目に見える範囲で行うですとか、そういった工夫を行うというのも1つかなと思っています。

そのほかには、先ほどもお話ししましたとおり、30のプログラムの中には震災学習であったり海に限らない環境学習、それから食育、文化体験、ものづくり体験もございます。そのような南三陸の魅力を様々組み合わせながらプロモーションしていくという強みはまだあるのかなと考えております。

もう一つ、議員お話のありました設備投資だけではなくて、つけたらつけたで維持管理もかかるというお話で、ごもつともだと思います。それに関しては、漁業者の方々との話合いが必要ですが、これまでも漁業体験は無料では行っておりません。観光協会のプログラムですとお1人様3,300円を頂戴しているところで、例えば、これが実情に見合った額への改定というの併せて考えていかなければならないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校教育への影響ということですが、様々な体験活動についてお話をしたとおりで、様々学校で体験活動をしておりますが、そもそも学校の体験活動というのは、いわゆるおいでになる方々のボランティア精神というところもあったり、ゲストティーチャー、地域の方々ということをお願いをしているわけです。船に乗っての洋上での体験活動というのは、非常に子供たちはとても喜んで体験をするところで、非常に人気という表現も変ですが、喜んで体験をしているところでございます。

ですので、こういう洋上の体験活動をぜひ子供たちにしてあげたいという気持ちがありますけれども、そもそもボランティアで行っていただいている方々の事情というのが第一でございますので、できないことをそれでもやってくださいとか、命に関わることでございますけれども内緒でやってくださいとかということをお学校では思っていないわけで、先ほども課長さんのほうからありましたけれども、漁業の勉強の中には、船の上だけではなく陸での漁業の活動もあったり、また海のか洋上での活動の様子を、例えば、ビデオに撮るとか、そういう準備をすることで南三陸町での漁業はどのように取り組んでいるかということをお教育として指導することができますので、いろいろと指導方法を変えていくということで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ありがとうございます。その辺はまたいろいろな工夫をしていってほしいと願っております。

昨日の町長おっしゃっていましたように、まずは何をするにしても命が最優先というのは、これはやっている事業者の皆様についても同様の気持ちでやっていらっしゃると思いますし、

またルールにのっとってやっていくと言うのも、これはまた基本のベースとなる部分とも思っております。

同時に、やっぱり工夫という部分で、例えば、船に乗れなくてもリアルタイムの映像を共有した上で授業なり体験を行うこともできると思いますし、今現在は教育旅行中心になっている誘致の形も、例えば、常時募集ではなくても何か機会をつくってファミリー向けにこういうのをやりますというのを打ち出すことも、またこれも1つの考え方かなと思っておりますので、工夫の仕方は本当に千差万別いろいろあるかと思うので、本当にいいというものをぜひ今後も打ち出して行ってほしいなと願っております。

だんだん時間も少なくなってきましたので、まとめていく中でちょっとお聞きしたかったのが、昨日の話の延長線上で、海水温のデータ適用のお話もありました。それはやっぱり30年というスパンは長過ぎるので近年の状況をしっかり鑑みてほしいというお話もありましたが、同時に、平水区域の指定があまりにも狭いというのはちょっとかなり課題かなと思っているんですが、その辺の拡大というのは、いろいろな法改正も必要とは思いますが、お願いしていただけるものなのか、変えていける見込みというか希望があるものなのか、その辺をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 希望があるかどうかはともかくとして、町としてお願いすべき点については、要望すべき点についてはしていくべきだと思っておりますので、結果どうなるかはともかくといたしまして、その辺は町としても取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、お願いしたいと思っております。町長は、いろいろなところで国・県ともつながりが強いと思っておりますので、その辺をお願いしたいと思っておりますし、本当に南三陸の場合は、いろいろな意味で観光だけではなく、言及してありますとおり、海洋環境調査の面でもやっぱりこの場所は拠点となる部分もありますし、学びのプログラムについても、やっぱりほかの市町村にはない魅力を持っているというのは本当にあると思っております。

先ほど飛び込んできたニュースなんですけれども、日本経済新聞ですか、SDGsフェスティバルでブルーオーシャン・フォーラムというのがあったらしいんですけれども、ブルーオーシャン大賞の審査員特別賞を戸倉っこかきを受賞しましたというニュースも飛び込んできました。今日表彰式があったみたいでそういうニュースも飛び込んできましたし、ネイチャーポジティブの活動拠点にもなっております。

そして、国策でも環境省のほうでも打ち出しておりますネイチャーポジティブに関連して、ちょっと難しい話になると、30 by 30の目標を達成するための、まず南三陸で本当にそういった活動のフィールドがあるんじゃないかなとは思っております。重要な位置づけ、各国・県とも連携していく上では、本当に強みがあるのかなと思っております。

この話は観光だけではなくて教育、それから農林水産、環境対策は農林水産は別だと思うんですけども、横断的にやっぱり取り組んでいくべきものかなと思っております。もちろん音頭は町長が取るんですけども、企画課さんのほうでもぜひしっかりまとめていただいて、ちょっと思っているのは、できるかできないかは別として、国の特区制度のほうに応募できないかなと思うんですけども、これがもし認定されたら大きな成果になると思うんですが、その辺の考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、新聞で御承知だと思いますが、先週、環境省の自然共生サイトで東北最大の面積が認定されたということになりまして、今、お話ありましたネイチャーポジティブ、30 by 30等を含めてどのような今後の町の取組を展開していくかということについても、先日ちょっといろいろお話をしまして、ネイチャーポジティブ宣言しているのが結構全国に数は自治体がまだ十二、三しかないんです。そういうネイチャーポジティブ宣言、来年の合併20周年という記念の年にも当たりますので、そういった記念の年に向けてそういう動きもしていければいいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 質問は以上となります。

南三陸町だからできることがあると思いますし、南三陸町にしかできないこともあると思います。オンリーワンの体験事業になると期待していますし、今町長おっしゃるとおり希望が持てる、そんなお話も今日いただきましたので、引き続き、議会議員としても努力していく部分は努力していきながら一緒になってやっていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、伊藤俊君の一般質問を終わります。

---

日程第4 報告第8号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）に係る専決  
処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 次に、日程第4、報告第8号令和6年度南三陸町一般会計補正予算

(第3号)に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました報告第8号令和6年度南三陸町一般会計補正予算に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和6年10月9日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙に要する経費について、速やかに予算措置を講じる必要があったため、本年10月9日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った、令和6年度南三陸町一般会計補正予算について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

詳細につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長(千葉 啓君) それでは、報告第8号令和6年度南三陸町一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分の報告につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る経費についての専決処分の報告でございますので、簡便に説明をさせていただきます。

別添南三陸町一般会計補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,705万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ121億173万7,000円とするものでございます。

続いて、7ページ、8ページをお開き願います。

歳入、歳出を御説明いたします。

最初に、7ページの歳入から説明をいたします。

16款県支出金3項委託金1目総務費委託金で、説明欄記載のとおり、衆議院議員総選挙委託金として総選挙に係る予算総額1,705万6,000円を計上しているところでございます。

次に、8ページから9ページにかけての歳出でございます。

2款総務費4項選挙費2目衆議院議員総選挙費でございますが、各節の経費の内訳につきましては右側説明欄記載のとおりでございますので、御確認願えればと思います。

簡単ですが、以上で今回の第50回衆議院議員総選挙における専決処分の報告とさせていただきます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）　じゃあ、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、1,705万6,000円というのは、国政選挙において既定の金額というか、そういったことを計上していると多分思うんですけれども、そこで精算はもう済んでどれぐらいになったのか、もしお分かりだったら。まだだったらいいんですけれども、その点1点。

あと法定の費用に関してなんですけれども、今回の同僚議員の質問でもあったように、例えば、投票用車両とかを導入なりレンタルなりした場合の費用は、こういった法定の部分の中に見てもらえるのかどうか、その点。

あともう1点は、投票所というんですか、例えば、自宅、有権者から投票所までの距離というか、そういうのが決まっているのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉　啓君）　今回の総選挙に係ります精算につきましては、まだでございます。

2点目の御質問でございました法定費用というところの中での車両についてでございますけれども、例えば、車両を借り上げる時ですとか、あとは車両の運転という部分につきましては、法定費用の中に認められるとされているところでございます。あと燃料も認められ加算されるというところでございます。

ただ、車両を購入した場合ということになりますと、ちょっと認められるか認められないかというのは、それはそのときの、間違いなく認められるという言い方はできないんですけれども、ただ認められた場合も全額ではなくて購入総額の9分の5ということで記載されているというところでございます。

投票所までの距離という部分に関しましては、特に制限はないといったところです。

○議長（星　喜美男君）　今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）　じゃあ、まだ精算になっていないということで伺いたいんですけれども、ほぼほぼ町からの、いろいろな要因があるんでしょうけれども、これまで手出した分というかそういった部分がかつてあったのかどうか、その点伺いたいと思います。

あと車両のレンタル、購入の件なんですけれども、私お聞きしたのは、投票用の車両が全国で何か所か見られているので、そういったやつを購入できるのか、できないのかという質問だったんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、いろいろな、例えば、投票所に行くために車両が足りなくて借りたとかそういったときの答弁だったと思われるんですけれども、

私がお聞きしたのは、投票所スタイルの車の購入なりレンタルが既定の費用として認められるのかということをお分かりでしたら再度伺いたいと思います。

あと投票所までの距離なんですけれども、かつて昔は、震災前は各地区ごとに投票所あったんですけれども、昨今は大分投票所が少なくなって投票所までの距離も大分遠くなったものですから、そこで同僚議員も言ったように、以前のように自宅というんですか、地区も公営住宅等の集約になっているので、そういった面も含めてなるべく投票しやすいような形での取組というんですか、見直しも必要じゃないかと思われまますので、その点再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 手出しがあったかという御質問でございますけれども、これまでの投票、もしかすると今回もそうかもしれないんですけれども、若干の手出しは出る予定といたしますか、出ております。

その原因につきましては、大きい都市であればアルバイトを雇って一定の金額で選挙事務を行っていただくという方法を取る自治体がほとんどなんですけれども、当町職員でやりますので、当然、職員に関しましては時間外手当というところでの計算となりますので、やはり年齢のいった職員はそれだけ高くなっていくというところでございます。

あと車両でございますけれども、私お話ししたのは、例えば、町が購入するなり町のバスを使って各山間とか高齢者の多いところへ移動して、そこでバスを設置する、もしくは商業地にバスを設置して投票をしていただくという場合の車両借り上げであったり車両購入というところで説明をいたしました。

投票所まで来るまでの交通が不便な高齢者等につきましては、他の自治体でもやっておりますけれども、タクシー、既存のバスの運行、投票所に行くまでの経費というのを助成するというところをやっている自治体はあるというところでございます。

あと3点目の投票所につきましては、現在13か所というところで設置をしており、期日前につきましては、前回、一般質問でもお答えしたように、利便性を考えればどこか期日前投票所の増設という部分は考える余地はあるのかなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） まずもって、8ページです。職員手当の関係で、ただいまも答弁ありましたけれども、職員の時間外勤務の中に任用職員の人たちは選挙に関わったのかどうか、含まれるのかどうか、そこを1点お伺いします。

それから、去年の選挙のときも、ちょうど町民からの苦情があったんですけども、今年はおさらなんですけれども、伊里前の例を挙げますと、期日前投票を支所でやりました。投票は伊里前の集会所に行きました。葦の浜、寄木、伊里前、上下、館がそこに行くわけなんですけれども、期日前を公民館にしなが、投票は伊里前集会所に行ったということで、何か町民の間ではずれがあっていろいろな苦情が出ておりました。そういうことは役場に入っているのか、いないのか。来年も選挙がありますので、また町民に戸惑いをかけるような要因になりますので、そこをお伺いします。

まず、そこ2点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、1点目の今回の選挙に関しましては、会計年度職員は入っておりません。

2点目の御質問でございますけれども、私のところに直接は苦情というのは耳に入っていないところでございますけれども、期日前は総合支所でやりました。投票に関して、投票日当日の投票も総合支所でできればいいという話なんですか。（「はい」の声あり）

そうではなくて、選挙に関しましては、期日前はいいんですけども、先ほど言いましたように移動の投票もありますので、期日前はそれでいいんです。ただ、投票日当日の投票につきましては、1投票区1つの投票箱と決められておりますので、そういうことで、その地区に住む人は決められた場所で投票しなければならないということになっているんです。

ただ、震災直後は、伊里前の公営住宅にいた方が多かったものですから、多分、そこは事前に当日の投票所を柔軟に運用したというところだと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、課長のところに苦情は届いていないとおっしゃられましたけれども、役場に、どの課に行ったのか、選管に行ったのか、どこに行ったんだか、選管に行けば総務課だから分かるんですけども、行って言ってきたという声もあるんです。

そして、今、1か所1つの投票箱と言いますけれども、であれば、なおさら期日前を公民館でやっているからそれ1つでいいのかなと思われまうけれども、今後、来年に向けてそういう声があります。なおさら公民館と言えはみんな地の利が分かるんです。

それで、伊里前集会所というと、学校を上がって中学校まで駐車場もないところなんです。そういうことを考えると、ああ、なるほど、やっぱり町民の声というのは大事だなあと私も思いましたけれども。今、そういう経緯があるので、この機会ですから言っておきますけれ

ども。役場へ行って言ってきたという人がいるので、そこをどなたか課長が知らないだけで聞いていると思うんです、町民の声から。前もそういう声があったので。分かりづらい、坂を上がっていくのに。公民館、支所だと皆分かるから、駐車場も広いし利便性があるということの町民の声がありますので、その辺をお含みいただければ非常にありがたいです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、そういった意見があるというのは承りましてございますが、先ほど申し上げましたとおり、期日前に関しましては、場所に関しては告示前にここに決める、自由にできるんです。ただ、そもそもの投票区に関しましては、各地区ごとにこの場所とは決められておりますので、そこにいる住民はその場所というところがございますので、そこはちょっと御理解いただければと思います。

苦情をおっしゃった方が一部と私は認識をするんですけれども、大多数の方は、その場所、今の伊里前だと15投票区ですか、そこは今の公民館と決まっている場所でございますので、そこは何度も言いますが……。 （「公民館じゃないでしょう」の声あり）集会所ですね。その集会所というところに、今、一投票区というお話をさせていただきましたけれども、その場所に決まっておりますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 決まっていると言いましたけれども、今後、そういう変更が、住民の利便性を考えた場合、それを変更できないものかと。課長、一部と言いますけれども、多くの人たちの声があるんです。町が投票所を決めるんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今の及川議員のお話ですと、例えば、今の第15投票区ですか、この場所に関しては不便なので、それをそのまま歌津総合支所にというお話でございますが、厳密にできないことはないです。できないことはないんですけれども、この投票区だけを歌津総合支所にということになりますと、当然ながら他の地区の調整ということも必要になってきますし、今の集会所で不便というところは私はないと思っているんですけれども、その辺ちょっともう1回、どういった苦情だったかというのを確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後3時00分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 失礼いたしました。先ほど私「15」と言いましたけれども、「11」投票区の間違いでございました。

それで、今現在、11投票区に関しましては、投票区全体といたしましては二百数十名の方が選挙権を持っているという中で、当然ながら歩いて行く人、投票区全体の利便性を考えればあそこの場所が最適だと考えて、現在そこを設置しているというところでございます。

ただ、車を持ってあまりなじみのない方というのもいるというのは理解できますけれども、それをもって投票区全体を総合支所にとという部分に関しましては、ちょっと乱暴な意見だと思いますので、そこはちょっと考えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの答弁で、ちょっと地元の人たちに聞かれると、歩いて行ける人たちはその団地の人たちだけなんです。よく考えてみなさい。寄木、葦の浜、館、そういう人たちが皆、伊里前の防集に来るというんですか。団地の人たちより周りが多いんです。そうだったら、期日前を支所にしたから支所のほうがはるかに行きやすいですよ、車で。旧歌津の人たちは、建設課長は防集にいるから歩いて行けるところにおりますけれども、駐車場も5台、10台しか止まれないんです。そして、葦の浜、寄木、館、伊里前下、柘沢の団地のほうからも支所が近いんです。それなのに団地から歩いて来れる人が少ないんです。逆です、総務課長、対応する人数が。他部落の人たちが多いんだから、伊里前集会所の人たち、あそこ100戸でしょう。葦の浜、寄木、館、伊里前下、そういう人たちのほうが多いんです。私は逆だと思います。課長のそういう見解とは違います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） そういった意見が多いということであれば、そこはちょっと次回の投票区を検討させていただきますけれども、冒頭申し上げましたように、私の耳に入っておりませんし、1人、2人の意見ということではないという及川議員の話であれば、検討させていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって報告第8号の件を終わります。

日程第5 報告第9号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処  
分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第9号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第9号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年6月7日付で交付された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律に対応すべく、本年11月15日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、私のほうから報告第9号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書5ページ、議案関係参考資料は参考資料の3ページから10ページまでとなっております。

今条例改正につきましては、ただいま町長が申し上げます法律の公布によりまして、デジタル社会形成基本法とほか関連する法律の一部改正がなされ、そのうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部も改正され、同法の第2項に掲げる定義規定について新たな規定が追加されたことに伴い、当該条項を引用している町税条例ほか4つの条例において条文の整理が必要となったため、専決処分により一部改正したものです。

改正内容につきましては、議案関係参考資料により説明いたします。

資料の3ページをお開き願います。

まず、第1条関係、南三陸町町税条例に係る一部改正につきましては、第36条の2第10項において表の中段になります下線部右側の現行「第2条第15項」を左側「第2条第16項」に、次に、第63条の2第1項第16号においては、次ページになりますが、4ページの上段、現行「同条第15項」を「同条第16項」に、同じく4ページ、第89条第2項第2号において、下段

のほうになります下線部の現行「第2条第15項」を「第2条第16項」に、次ページ5ページになります147条第1号において、同様に下線部の現行「同条第15項」を「同条第16項」に改正するものです。

以下、6ページは第2条関係、7ページは第3条関係、8ページ、第4条関係まで同様に、各条例において新旧対照表の下線で示している箇所について、同様に引用する項について整理する改正となります。

なお、9ページ、10ページの第5条関係、南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例につきましても、法改正に伴い引用する項の整理となりますことから、ただいま説明いたしました第1条から第4条と併せて改正するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって報告第9号の件を終わります。

---

日程第6 発議第2号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、発議第2号南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は要点部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、議員提出議案のほうを御覧ください。

1ページをお開きください。

発議第2号、令和6年12月3日、南三陸町議会議長星喜美男様。

提出者、南三陸町議会議員後藤伸太郎。賛成者、同上佐藤正明、同上村岡賢一。

南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、南三陸町議会会議規則（平成17年南三陸町議会規則第1号）第11条第1項及び第2項の規定により提出します。

2ページをお開きください。

南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則

南三陸町議会会議規則（平成17年南三陸町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第126条」を「第126条―第128条」に改める。

第6条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第100条中「外とう、襟巻、つえ、傘、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長が必要と認めた場合」に改める。

第19章中第126条を第128条とし、同条の前に次の2条を加える。

以下、第126条、次ページ、127条の朗読は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

附則、この規則は、令和7年1月1日から施行する。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ただいま上程されました発議第2号南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について提案理由を申し上げます。

本改正は、社会情勢の変化及び議会運営におけるペーパーレス化に対応するため、所要の改正をするものであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第30号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第30号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、効率的かつ効果的で持続可能な行政組織の構築のため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案第30号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は11ページから13ページとなっておりますが、13ページをお開き願います。

13ページに記載の令和7年度南三陸町行政組織機構図（案）で説明をさせていただきます。

機構図で示しておりますとおり、既存の環境対策課を廃止し農林水産課へ事務を移管するものであります。

現在の体制といたしましては、環境対策課に環境政策係と廃棄物対策係の2つの係を設置し、管理職を含め3名体制となっております。

本改正の背景といたしましては、事務事業において環境衛生や公衆衛生を所掌する部署が環境対策課にあり、海洋環境を所掌する部署が農林水産課、そのほかバイオマス産業都市構想に関する事務は企画課で所掌するなど、環境に関する事務事業が分散し非効率となっていることは否めない状況となっております。

今回の改正による効果といたしましては、環境対策課で所掌していた環境衛生や公衆衛生を農林水産課に移管することによって、環境に関する分野全般について効率的な事業の実施などが可能となるものと考えております。

なお、現在、環境対策課において2つの係が連携してバイオマス関連事業等を実施していることなどから、その2つの係を農林水産課環境係に再編することとしております。

以上、議案第30号の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、13ページの図を見ますと、ただいまの課長の説明ですと環境対策課の職員は3名ということ、私が今、答えたようなことで聞いたんですけれども、それで間違いはないでしょうか。現在3名でやっているんですか、環境対策課。あとそのほかに

任用職員はいらっしゃらないですか。任用職員含めて何人なんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 会計年度任用職員を含めると4名でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この4名が農林水産課に入るというただいまの説明です。これが住民サービスの低下につながるのではないかなということを懸念されるんです、私的には。ごみの収集は業者委託でやっているのが、そのまま業者委託経費が毎年加算していますけれども、その辺の費用対効果は積算しておりますでしょうか。毎年4億円からの委託事業をこのままこの課で継続していくのか、あるいは事業として委託者にそのまま下ろしていくのか。

それと今、草木沢の処分場の存続も危うく懸念があるんですけれども、その辺の話とか、各連調とか課長会議とかってこの辺は熟知されているものなのか。

というのは、町長は行政管理課をつくりました。肝煎りで危機管理を設置しました。そう言いながら両方とも統合させております。そういうことがあるので、もう少しこの辺は議会の全協でも丁寧に説明して了解もらうべきでないのかなあとと思われるんです。

要するに、住民サービスの低下にならないかということをお私危惧するわけです。その辺、もう少し丁寧に説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、現在の環境対策課で所掌しております事務事業につきましては、そのまま継続でございますので、委託料がどうこうという話ではございません。今回、この改編に当たりまして各事務事業、例えば、犬の登録ですとか、あとは太陽光発電ですとか消毒ですとか、あとは衛生組合、火葬場等の部分の業務一つ一つ点検しながら行っているところでございます。

迷いましたのは、環境政策係と廃棄物対策係をそれぞれ分けてやる方法というのもあったんですけれども、様々な環境政策ですとか環境白書等の部分も勘案すると、ここは一緒の係を1つの課に生かしたほうがいいのであろうという結論に達しているというところでございます。

今、るるお話ししましたそういった様々事務事業に関しましては、特に住民に対するサービスが不便になるということではないという結論に達しましたので、今回、このような組織改編を行ったというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、皆、課内、役場の全体の課長・連調会議の総意でこのようにしているという解釈でよろしいでしょうか。皆さん、よろしいですか。

ただ、私懸念するのは、このことによって住民サービスの低下につながるのではないかなということが懸念と、それから衛生なんかは、むしろ保健福祉課はいっぱい仕事を持っていますけれども、人も配置してそっちのほうがいいのかなあと、衛生面からいうと予算措置も保健福祉課の下にあるので、衛生係は。そういう考えもあるかなあとと思って今出させてもらいましたけれども、いずれにせよ、こういう課の統廃合で住民サービスの低下になるということが一番ネックですので、大きいものなので、そこを考慮しながらやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回こういった課を廃止するという点において、庁舎内でもいろいろ分散等の検討がなされたということは聞いたんですが、そこで、今回の廃止によってほとんどの分掌業務は全部そっくりそのまま農林水産課に移るということで、そこで私伺いたいのは、当町のまちづくりで、さきの同僚議員の一般質問でも答弁あったんですけれども、環境というキーワードというんですか、それは私、大切なイメージなんかからしてそういった思いがしているものですから若干伺いたいんですけれども、昨今、世の中の流れとしては、SDGsはじめ、うちの町でも自然を大切にすまちづくりということであっています。なおさら森、里、海、バイオマス、そういったことを売っているというわけじゃないんですけれども、そういったことも特化している関係で、私が1つお聞きしたいのは、でき得るならば課の名称も変えて欲しかったという思いがしていますのでお聞きします。

例えば、農林水産環境課と環境をつけることによって、業務は同じなんでしょうけれども、先ほど同僚議員も言ったように、住民サービス云々ということもありました。そこで、役所に来れば多分、環境係というこういったやつがあると思うんですけれども、そののところを私懸念してまして、環境という名目を残すべきだという思いを伝えて、その対応を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） ただいまの今野議員のお話しされた環境という名称というところに関しましては、当然ながら役場内でも検討したところでございます。名を

捨てて実を取るではないですけども、そういった環境という言葉というのは非常に重要だということは認識しております。

ですから、なおさら今回、各課に分散しております環境という部分の各種事務事業を農林水産課のほうに統合するということが、環境に特化した政策というものを今後町として推し進めていく体制を整えたということで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それで今、課長の説明ですと、先ほどですと今までも環境対策で扱うような部分を企画その他で担っていたという最初に説明あったんですけども、そうすると、今までそういった扱っていた部分を今回課を廃止することによって2つの係のほうに分掌事務が戻ってくるというか、そこで変わっていくのかどうか、その点、再度もう少し詳しく伺いたいと思います。

あとやはり名称的に環境という言葉を残すことに関しては、私は残念な思いがしますので、再度お伝えしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 環境に関しましては、今回、今、細部説明でもお話をさせていただいたんですけども、農林水産課において環境という部分の全般を所掌するということになるかと思えます。そういった部分で、環境分野全般において効率的または持続可能という部分での行政組織ができるのかなと思っておりますし、各種行事を行うに当たってもスケールメリットが生かせるのかなとも考えているところでございます。

その上でですけども、企業版ふるさと納税の環境に対するそういった取組という部分も強化しながら今後対応できればなと考えているところでございますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私がもう一度伺いたいのは、先ほど、繰り返すようですけども、同僚議員の住民へのサービス低下ということもありましたけれども、実際、業務的には逆に充実していくのかもしれませんが、窓口で1回来ればあれなんでしょうけれども、窓口に来た人が犬の注射なりなんなりで来たときに、私は迷うんじゃないかと思うんです。素人感。税務課なりで聞けば分かるんでしょうけれども。そのところを私懸念しているので、そういった対処というか、大丈夫なのかというのもちょっと心配し過ぎかもしれないんですが、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 住民サービスの低下という部分は、当然、一番我々も気にしているところでございます。

実は7年4月において、現在ケアセンターにあります、環境の部分もそうですけれども、上下水道事業所、あと生涯学習センターの生涯学習係、その3つを本庁のほうに再編するという予定でございます。その辺の周知方につきましては、年明け早々にも広報等を通じて周知して、場所等の周知を図りながら住民サービスの向上に努めたいと思っております。

犬の登録等は、これまでも歌津総合支所等でもやっておりますので、そういった部分での周知も含めて、住民サービス低下にならないような組織をつくってまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第31号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する  
条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第31号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、長期収載品に選定療養の仕組みが導入されたことに対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては病院事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第31号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書は8ページ、9ページ、議案関係参考資料は14ページから16ページとなります。

本案は、本年3月に厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示が公布されまして、長期収載品と言いますが、同じ成分の後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品のある先発医薬品を対象に、選定療養と言いますが、患者の選択によって上乘せの保険外使用料の仕組みが新設されたことから、この選定療養として長期収載品の料金に加算される患者負担額について所要の改正を行うものであります。

議案関係参考資料の16ページを御覧ください。

新設されました制度の概要をまず先に説明させていただきます。

本制度導入の主眼は、外来診療を対象に緑の枠で囲ってあります保険負担の抑制を図ることにあります。

その背景といたしまして、現在は薬剤処方があった場合には、通常中段にありますいわゆるジェネリック医薬品、金額で申しますと2,000円の処方が基本となります。保険負担にはこの資料では7割負担で1,400円となります。

一方、医療上の必要性がある場合などには上段の長期収載品、先ほど先発医薬品と言いましたが、これが用いられることがありまして、これは3,000円のこれが処方されていると。保険負担は7割負担の2,100円ということになりますので、こちらを選択された場合、既に保険負担がジェネリック医薬品の金額を超えるというような状況になってございます。

ここで問題になりますのが、医療上の必要性ではなく、患者の選択希望により長期収載品、先発医薬品を処方された場合も、実情といたしまして医療上の必要性に包含されてきたという経緯があります。これを是正しまして、医療保険の負担の公平性と国民皆保険を維持するため、一番下段にあります選定療養の仕組みが導入されるということになった経緯があります。

では、選定療養費の仕組みですが、患者が長期収載品、先発医薬品を希望された場合に、保険適用という価格を算定します。長期収載品、ここでは3,000円から、ジェネリック医薬品、ここでは2,000円になっています。このジェネリック医薬品のうち、最も高い薬価、今回のパターンですと先ほど言いました2,000円の差額であるまず1,000円を求めます。これに対して4分の1を乗じて得た額の250円が選定療養費として算定されます。この療養費3,000円から250円を差し引いた額である2,750円が保険適用の金額となりまして、矢印進みまして、その

ままこの表ですと7割負担で保険負担が1,925円となりまして、上段の同じ長期収載品を選択した場合に比べて、差額125円が削減されるという内容に改正されているということでございます。

一方、患者の負担額につきましては、選定額2,750円の3割負担として825円が計算されまして、これに先に計算した選定療養費の250円と、選定療養費は課税対象であるため消費税率10%を算出した25円を加えて、最終的に1,100円の御負担をいただくということになります。上段と比べますと200円、保険適用の振替分として175円と消費税分の25円の増という結果になるというのが今回の制度改正の主な内容ということになります。

全体が長くなりましたが、本題であります条例の改正の概要でございますが、資料の14ページにお戻りいただきまして、新旧対照表になります。

先ほど説明いたしました16ページの赤枠でくくった部分の選定療養費等の額につきまして、条例第2条でその他の資料を定める別表第1の種類に長期収載品に係る患者負担額を金額にその算定方法を追加し、負担金額の算出根拠を明確化するものであります。

なお、本改正により医療機関、薬局の収入が増えることはございませんし、外来診療が対象ということになりますので院外処方が基本でありますことから、その影響というのはほとんどないというものと想定をしております。

最後に、条例の施行日は令和7年1月1日としております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、これの16ページの表なんですけれども、この図を見ますとジェネリックのほうが安いから、皆さんも、私もそうなんですけれども、ジェネリック使っているわけなんですけれども、これの従来の保険額は3,000円と2,000円ということは分かります。患者負担が3割で900円、3割で600円と、ジェネリックを使うと300円の安価があるということは分かります。

問題は、その下の後発医薬品との4分の1、選定療養費250円、1,000円の4分の1です。ジェネリックとの差額の1,000円の4分の1、250円。それに消費税もまたかかると、25円。この赤で囲った分が1,000円の差額改定になる分という見込みでよろしいでしょうか。

そして、今後、これを町民にPRの仕方なんですけれども、町民が納得するようなPRはどのように考えていくのか。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まず、1点目の御質問でございますが、今回は御負担いただく薬価の全体額が変わるわけではなくて、その中の負担区分が変わるとというのが改正の内容になりまして、これまでは保険が適用になっていた分を、御本人が希望されてその薬を選んだ場合には、その分ちょっと上乘せの料金を頂きますということで、その頂いた分を保険の分から引かせていただきますというような内容なんです。

その分が今回の赤枠でくくりました250円と、消費税がかかりますので25円さらに追加をいただくというような内容でございますが、御本人が希望された場合ということになりますので、さほどケース的には多くないのかなあというのが正直なところでございます。

既に、この制度につきましては当院が独自に設けた制度ではなくて全国的に適用される制度でございますので、厚生労働省のほうで周知活動が始まってございまして、外来診療が対象となりますので、今、外来診療につきましては院外処方メインということになっていきますので、既に調剤薬局を含めた薬局などには広報が始まっているという状況でございますが、それに合わせて、ちょっと当院の手続が後手に回ったという部分はあるんですけども、今回、必要な改正をさせていただくということになりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ジェネリックを使うか使わないかは患者さんの気持ち1つなので、今回は選ぶことができるようになったということの説明ですけれども、町民が混乱を来さないような体制を取っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 伺いたいのは、今回、希望というか患者さんが選んでするという事なんですけれども、適用は来月からなんですけど、昨今、何か薬が不足しているというニュースもあるや否や。特にジェネリック等は。そういった中において、当病院で分かるのかどうか分からないんですけれども、現在、患者さんはジェネリックとそうでないやつを使っている割合とかそういうのは、患者さん本人の希望で院外なのであれなのか、そこをお分かりでしたら伺いたい。

やはり薬が不足した場合に希望が出せない状態というのもあると思うんですが、そういったときはどのように対処というか、それなりの対処はあるんでしょうけれども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 説明が少し不足しまして、基本、当院に外来受診していただいて処方箋を発行するときには、ジェネリック医薬品の処方になされるというのが基本になります。それを持って御本人が薬局に行っていて、私、先発のほうがいいんですと言ってもらったときにこれが発動されるということになりますので、そのやり取りというのは、病院のほうで発生するものというのは特にはないんです。

ただし、例えば、院外で緊急の外来も当院やっていますので、そういったところで院内処方が発生した場合には院内でこの手続が発生する可能性もあるということで、今回も整備をしないといけないという手続になっているということなので、まず1点目の今どのぐらいの実績があるのかということにつきましては、申し訳ございませんが、今、院内として把握しているものはないというような状況になります。

それから、2点目の薬材の流通の過程で不足していて後発医療品であるジェネリックないのに、先発品を選択されて自己負担を負担するんじゃちょっと不利益じゃないのとなるんですけれども、そこはもう厚生労働省で想定されていまして、流通で手に入らないという場合については、先発品を選択してもそれは保険を適用しますというような取扱いとなってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 4 4 分 延会